

第 100 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 53 回 残留農薬部会 (CCPR) 仮議題
4-(2)	第 53 回 残留農薬部会 (CCPR) 主な検討議題
5-(1)	第 52 回 食品衛生部会 (CCFH) 議題
5-(2)	第 52 回 食品衛生部会 (CCFH) 概要
6-(1)	第 15 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 議題
6-(2)	第 15 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 概要

第 100 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 4 年 6 月 14 日（火）

13:00 ～ 14:30

場所：AP 虎ノ門 A ルーム
（ハイブリッド開催）

議 事 次 第

1. 議題

① 今後の活動について

- ・ 第53回 残留農薬部会（CCPR）

② 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第52回 食品衛生部会（CCFH）
- ・ 第15回 食品汚染物質部会（CCCF）

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

令和4年4月1日現在

(敬称略 50音順)

あきやま 穂山	ひろし 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
ありた 有田	よしこ 芳子	主婦連合会 常任幹事
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授
こばやし 小林	ゆう 優	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 品質・表示管理室長
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長
たかはし 高橋	ゆうこ 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま 辻山	やよい 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 NACS 消費生活研究所 所長
ひろた 廣田	ひろこ 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
ほその 細野	ひでかず 秀和	サントリーホールディングス株式会社 グループ品質本部 品質保証推進部 専任部長
まつむら 松村	まさひこ 雅彦	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
もりた 森田	まき 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室長
わだ 和田	まさひろ 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 100 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 4 年 6 月 14 日（火）13:00 ～ 14:30

AP 虎ノ門 A ルーム

事務局等

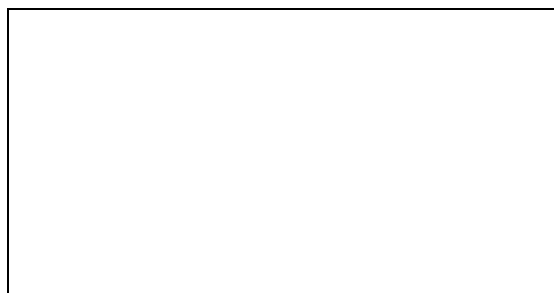
事務局等

農林水産省 古田 室長○
 消費者庁 蟹江 室長○
 厚生労働省 扇屋 室長○
 辻山委員（司会）○
 説明者○

森田 委員○

○ 細野 委員

山口 委員○



モニター

ウェブ参加委員

○穂山 委員	○鶴身 委員
○有田 委員	○戸部 委員
○小林 委員	○廣田 委員
○菅沼 委員	○松村 委員
○高橋 委員	○和田 委員

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 53 回残留農薬部会

日時：(本会合) 2022 年 7 月 4 日 (月) ～7 月 8 日 (金)

(報告書採択) 7 月 13 日 (水)

バーチャル会合形式 (Zoom) にて実施 (議長国：中国)

仮議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4(a)	FAO/WHO からの関心事項
4(b)	その他国際機関からの関心事項
5(a)	2021 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における一般的検討事項の報告
5(b)	コーデックス残留農薬部会 (CCPR) で生じた特定の懸案に対する 2021 年 JMPR の回答
6	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)
7	食品及び飼料のコーデックス分類 (CXM 4/1989) の改訂
7(a)	オクラの残留基準値の設定
7(b)	クラス B - 動物由来の一次食品 (ステップ 4)
7(c)	クラス E - 動物由来の加工食品 (ステップ 4)
7(d)	CCPR と CCRVDF の共同作業 <u>CCPR と CCRVDF における作業の調整</u> クラス B - 動物由来の一次食品 CCPR と CCRVDF の間での哺乳類肉の最大基準値の調和：可食臓器及びその他可食動物組織に対する調和された定義

8	<u>CCPR と CCRVDF における作業の調整</u> 動物薬と農薬両方で使用される物質に関する CCPR, CCRVDF 合同ワーキンググループ - 作業の状況
9	健康への悪影響への懸念が低く、コーデックス MRL の設定を免除し得る物質に関するガイドライン案 (ステップ 7)
10	<u>新規化合物の平行レビューにおける JMPR の参加</u> 平行レビュープロセスの国際プロジェクトマネージャー選択のための規 準
11	健康への悪影響への懸念が低く、サポートされていない物質の管理
12	各国の農薬登録の情報
13	JMPR による評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リス トの策定 (ステップ 4)
14	「残留農薬の同定、確認及び定量のための質量分析計 (MS) の使用に關するガイドライン」(CXG 56-2005)及び「食品及び飼料中の残留農薬の分析法に関する性能規準のガイドライン」(GXG 90-2017)における質量分析計に関する規定のレビューに関する討議文書
15	長期保存における複数の農薬を含んだ認証標準物質 (CRM) の純度と安定性のモニタリングに関する討議文書
16	農業において環境阻害剤 (environmental inhibitors) を使用することに関係する貿易への影響の緩和
17	グループ 14 (各種果物-皮は非食用) の修正
18	評価の未処理案件を解決し、CXL 設定の将来の要求に合わせるための JMPR と CCPR の手続き強化
19	その他の事項及び今後の作業
20	次回会合の日程及び開催地
21	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 53 回残留農薬部会(CCPR)の主な検討課題

日時: (本会合) 2022年7月4日 (月) ~7月8日 (金)

(報告書採択) 7月13日 (水)

バーチャル会合形式 (Zoom) にて実施

主要議題の検討内容

議題7 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂

(概要)

「食品及び飼料のコーデックス分類」は、国際貿易される食品や飼料に関する農薬の最大残留基準を統一的かつ正確に記述するために、コーデックス委員会がそれらの食品や飼料を分類したものである。個々の食品や飼料は、その形状や植物学的な特徴等に基づいて、どのくらい農薬が残留するかを考慮して分類されており、主としてグループごとに、MRLが適用される食品や飼料の部位、すなわちMRLに適合しているかどうかを判断するために分析する部位も定義されている。

この分類について、近年の国際貿易の実態を踏まえ、2006年から改訂作業が進められている。具体的には、各グループにおける新たなサブグループの設置や新規食品の追加のほか、MRLが適用される食品の部位（分析部位）の定義の確認等が行われている。

今次部会では、以下について、前回の第51回部会以降、電子作業部会（EWG）（議長国：米国、共同議長国：オランダ）における検討結果を反映した改訂案が提示され、議論される予定である。

議題7a オクラの基準値

コーデックス分類において、オクラはチリペッパー及び類似品目（グループ12B、Pepper and pepper-like commodities、ピーマンなどを含む）に分類されているが、オクラは本グループの他の作物と農薬の使用方法が異なる場合が多いこと、ピーマンなどの残留からオクラへの残留を予測できないことから、JMPRの評価においては、「オクラを除く」との注釈が記載されている。そのため、オクラの主要産地（アフリカが多い）から、オクラの基準値が設定されないことへの不満が提起されており、前回会合において、ワーキンググループで検討することとなった。

今般、ワーキンググループから、カナダとインドにおけるモニタリングデータを用い、チリペッパーの残留データを用いてオクラ中の残留農薬濃度を推定可能であり、これにより残留基準値設定が可能との提案がなされている。

(対処方針)

本アプローチを導入するかどうかによる我が国にとっての利害はほとんどないものと考えられる。しかし、JMPRでは、農作物中の農薬残留濃度の推定を作物残留試験から行っており、モニタリングデータによる推定は原則、行っていない（スパイスは例外）ことを考慮すると、今回の提案では、今までの原則とは異なる方法での濃度推定となっている点に留意する必要がある。また、現在の提案ではオクラのための新しいグループ（12D）の代表作物をチリペッパーにする一方、チリペッパー自体はグループ12Bに含まれており、手続き上の問題が生じ得る。したがって、①科学的にみて妥当かどうか、JMPRの意見を聴取すべき、②食品分類全体のルールとの整合性を確保すべき、との立場で対応する。

議題9 健康への悪影響への懸念が低く、コーデックスMRLの設定を免除し得る物質に関するガイドライン案（ステップ7）

（概要）

第51回 CCPR において、MRL の設定が不要であるか、または設定を免除可能な健康への懸念の低い物質に関する国際的に調和されたガイドライン及び規準を作成するという本提案に対し、その対象とする物質の規準（クライテリア）を作成することについて新規作業とすることに合意した。なお、該当物質のリストは、作成するとしても部会での検討の助けにする目的であり、最終的なガイダンスには入れないことにも合意している。

第52回CCPRでは、ワーキンググループが作成した文書に提出されたが、内容についての議論がほとんど行われることなく、ステップ5で採択された。

（対処方針）

ガイドライン案において、CXL設定を免除できる規準として①リスク評価によりADI等の設定が不要とされたもの、②残留農薬由来の暴露が、食品やその他の経路からの暴露と区別できないもの、③暴露しないもの、④微生物であり、ヒトその他のほ乳類に病原性がなく、それらに毒性を有する二次代謝産物を産生しないもの、となっており、この規準に基づいてCXLを免除したとしても、安全性を損なうおそれはなく、内容については支持して差し支えない。

一方、他のCodex文書で定義されている用語を再定義するなど、形式的にみて不十分なところもあることから、よりわかりやすいガイドラインとなるよう対処する。また、該当物質のリストが提案に含まれていた場合には、作業開始時点の取り決めに従い、それをガイドラインに入れられないよう対処する。

議題11 健康への悪影響への懸念が低く、サポートされていない物質の管理

（概要）

第51回CCPRにおいて、MRL の定期的な再評価時に必要とされるデータを作成したり提出したりする者がいない場合についての議論を行った。

健康への懸念が特定されている農薬については、新たにリスク評価が行われない限りMRLを削除することに合意した一方、健康への懸念が特定されていない農薬については、多くの発展途上国は、JMPR で評価されなくとも、どこかの国で農薬登録があれば、MRLを維持すべきとの意見を支持した。一方、我が国を含む先進国は、健康への懸念がないとの判断は 25 年以上前の評価に基づくものであれば時代遅れであり、現在の科学の水準からみて依然懸念がないとは言い切れないことから、MRL を4年間に限って維持し、その間にデータが提出されれば JMPR での評価を行い、提出されない場合には MRL を取消すという、現行のルールを支持した。第52回CCPRにおいても同様の議論により結論が出ず、EWGを設置してそれぞれの案についてのメリット、デメリットを解析することとなった。

本部会では、EWGからの提案として、現行の再評価の仕組みを動かしていく上で何が必要か、といった点についてまとめた文書が提出されている。

（対処方針）

EWG案のうち、一定期間ごとの再評価の実施と、再評価を行わなければCXLを削除すべきとの方針については支持する。一方、Codex事務局やJMPR事務局の業務の追加、FAOやWHOによる技術的サポートや、優先度付けEWGの作業の追加など、さまざまな提案がなされているが、それらが実行可能なのか、リソースをどの程度必要とするのかという点については考察されていない。したがって、CCPRにおけるCXL設定が必要以上に煩雑になったり、業務が遅延したりすることがないように対処する。

議題13 JMPRによる評価/再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定（ステップ4）

（概要）

EWG が作成した、2022 年以降にJMPR が毒性及び残留に関する評価を行う農薬の優先リストについて議論を行う。

（対処）

適宜対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 52 回食品衛生部会

日時：(本会合)2022 年 2 月 28 日 (月) ～ 3 月 4 日 (金)
(報告書採択) 3 月 9 日(水)
バーチャル会合 (Zoom) にて実施 (議長国：米国)

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの食品衛生部会への付託事項
3	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議(JEMRA)を含む FAO/WHO の作業から提起された事項
4	国際獣疫事務局 (OIE) からの情報
5	生物による食品に起因するアウトブレイク管理のガイダンス案 (ステップ 7)
6	CCP を特定するための判断樹 (Decision Tree) 原案 (食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969) の改定) (ステップ 4)
7	牛肉、未殺菌乳、未殺菌乳から製造されたチーズ、葉物野菜及びスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌 (Shiga toxin-producing <i>Escherichia coli</i> :STEC) の管理のためのガイドライン原案 (ステップ 4)
8	食品生産における安全な水の使用及び再使用に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
9	その他の事項及び今後の作業
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 52 回食品衛生部会報告書

2022 年 2 月 28 日（月）から 3 月 4 日（金）及び 3 月 9 日（水）にバーチャルで開催された標記会合の概要及び結果を以下の通り報告する。

本会合には、106 加盟国、1 加盟機関（EU）、22 国際機関が参加した。議長は米国農務省の Dr. Jose Emilio Esteban が務めた。

我が国の出席者は以下のとおり。

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課・HACCP 企画推進室	室長補佐	小野澤由子
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課	食品安全係長	大塚まこと
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課	乳肉安全係長	佐藤 暢彦
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課	主査	土橋 優史
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課・食中毒被害情報管理室	係員	山崎 勇貴
農林水産省消費・安全局食品安全政策課	課長補佐	福永 陽子
農林水産省消費・安全局食品安全政策課	課長補佐	吉田知太郎
農林水産省消費・安全局食品安全政策課	専門官	五島 朋子
農林水産省消費・安全局食品安全政策課	推進係長	大快 峻輝
農林水産省消費・安全局農産安全管理課	課長補佐	永川 豊広
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課	課長補佐	安達 巧
内閣府食品安全委員会事務局	課長補佐	水野 玉青
内閣府食品安全委員会事務局	評価専門官	水谷 紀子
内閣府食品安全委員会事務局	係長	中村美紗都
国立保健医療科学院客員研究員		豊福 肇

（山口大学共同獣医学部病態制御学講座 教授）

議題 1 議題の採択

仮議題が議題として採択された。

議題 2 コーデックス総会及びその他の部会からの食品衛生部会への付託事項

第52回食品衛生部会（以下、「CCFH」という。）は提供された以下の情報を書き留め、加盟国及びオブザーバーに対して推奨した。

- ・ 2023年のコーデックス総会の60周年を記念して、コーデックスの認知度を高め、コーデックスの活動に係る政治的支援を行うための活動を計画し、実施すること。
- ・ 提供された情報に留意し、コーデックスの将来及びコーデックスにおける分野横断的で包括的かつ緊急の問題に対処する方法についての議論に貢献する機会に積極的に参加すること。
- ・ 「サンプリングに関する一般ガイドライン（CXG 50-2004）」の改訂に関するコメントを提出すること。

議題 3 FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）を含む FAO 及び WHO の作業から提起された事項

FAO/WHO から CCFH の作業に関連した主な活動等が報告された概要は以下のとおり。

FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）

- ・ 第 51 回 CCFH 以降、以下に関する報告書を公表した。
 - i) 海産食品に関するビブリオ・パラヘモリティカス（以下、「腸炎ビブリオ」という。）及びビブリオ・バルニフィカスのリスク評価ツール
 - ii) 旋毛虫属及び食肉の無鉤条虫の管理のためのリスクベースの例とアプローチ（改訂版）
 - iii) 中等度の急性栄養失調及び重度の急性栄養失調の管理のための脂質ベースの Ready-to-use 食品の微生物の安全性（報告書第 2 版）
 - iv) 食品由来の抗菌剤耐性：環境、作物、殺生物剤の役割
 - v) 海産食品に関する腸炎ビブリオ及びビブリオ・バルニフィカスの科学及びリスク評価ツールの進歩
 - vi) 微生物学的リスク評価 - 食品のためのガイダンス
 - vii) 生鮮果実や野菜に使用される水の安全性と品質
- ・ 2020 年と 2021 年に次の議題について、4 つの JEMRA 会議が開催された。
 - i) 食肉及び乳製品に関する志賀毒素産生大腸菌（STEC）
 - ii) Ready-to-eat (RTE) 食品中のリステリア・モノサイトジェネス：寄与、特性及びモニタリング
 - iii) 水産食品及び乳製品の生産に使用される水の安全性と品質
 - iv) 生鮮果実と野菜における微生物的危害要因の予防と管理（パート 1、2、3）
- ・ 2020 年と 2021 年に食品アレルギーのリスク評価に関する 3 つの臨時専門家会議が開催された（食品アレルギーの優先リスト、閾値及び予防的表示）
- ・ 2022 年の JEMRA の会議計画は現在進行中であり、生鮮果実と野菜の微生物的危害要因の防止と管理に関する専門家会議を予定しており、また、以下の議題についても会議を開催する予定である。
 - i) 農場から食卓までのリステリア・モノサイトジェネスのリスク評価
 - ii) 家禽のサルモネラ属菌
 - iii) 必要に応じて CCFH からの追加要望項目

その他

- ・ WHO の代表は食品由来疾患被害実態疫学リファレンスグループ（FERG）の再設立を含む 3 年間の戦略的枠組みと主な活動について説明した。
- ・ 新しいコミュニティウェブサイトの設立を含む、FAO/WHO 国際食品安全当局ネットワーク（INFOSAN）の活動について報告した。

結論

- ・ 本部会は FAO/WHO の貢献に感謝の意を表すとともに、第 53 回 CCFH に先だって、進行中の作業における検討を促進するために、できるだけ早く報告書を公表する

よう促した。STEC、水及びその他の議題に関する作業は議題 7, 8 及び 9 において検討することとした。「食品中のリステリア・モノサイトジェネスの管理に対する食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 61-2007)」の将来の修正の可能性については、JEMRA が食品中のリステリア・モノサイトジェネスに関する農場から食卓までのリスク評価を行うという提案を支持した。

議題 4 国際獣疫事務局 (OIE) からの情報

文書は提供されていないが、OIE 代表は「鶏肉中のカンピロバクターとサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン (CXG 78-2011)」、「イノシシ科の食肉における旋毛虫の管理に関するガイドライン (CXG 86-2015)」及び「牛肉と豚肉における非チフス性サルモネラ属菌管理のためのガイドライン (CXG 87-2016)」を含む CCFH と OIE との過去の共働作業に触れ、コーデックス委員会と協力し、食品生産の一連の流れにおいて、両方の組織のそれぞれの基準と推奨事項の調和を確保する、という OIE の公約を強調するとともに、国レベルでも OIE 担当部局とコーデックス担当部局の協働の重要性を指摘した。

本部会は OIE に関連する作業分野で CCFH と協力するという OIE の継続的なコミットメントを書き留めた。

議題 5 生物による食品に起因するアウトブレイク管理のためのガイダンス案 (ステップ 7)

電子作業部会 (以下、「EWG」という。) 共同議長を代表してデンマークから、各国からのコメントを基に作成したガイダンス案 (CRD : Conference Room Document (議場配布文書) 2) について、コメントの大部分は文言の指摘等であり大きな問題は残っていないとの紹介があった後、本部会はこの CRD2 を基に各パラグラフごとに議論を行った。

なお、タイトルは他のコーデックス文書で使用されている用語との一貫性を保つため、「ガイダンス」から「ガイドライン」に変更したとの報告がデンマークからあった。

本体部分 (General Part)

<定義>

- ・ 「ロット」

ロットの定義について、病因物質の影響を受けた食品をその他の食品と区別して取扱うべきとする概念を追記することの提案がなされたが、議論の結果、定義に含めることは適切ではないこと、この提案については新しいパラグラフ (パラ 74) として追記することで合意した。

<食品に起因するアウトブレイクの仮説の実証及び／または対応—食品安全>

- ・ サブタイトル

他のコーデックス文書で使用されている用語との一貫性を保つために、「from farm to fork」を「from primary production to consumption」に修正する日本の提案に合意した。

- ・ パラ 69 に、サンプリング時の必要な情報として、包装の種類を追記することで

合意した。

<疫学調査及び検査結果の組み合わせについて>

- ・ パラ 76 において、情報の共有はタイムリーであるべきと修正すること
 - ・ パラ 78 の“専門家のコンセンサス”をいうフレーズを専門家が誰か明確でないこと及びコンセンサスの定義がないことから削除するという日本の提案
 - ・ 分子学的データ、食品や原材料から検出した病原体の情報共有について、連携機関として農業当局などの公衆衛生当局以外の当局を含めるために「他の当局」の文言を追記するという日本の提案
- に合意した。

<リスクコミュニケーション>

- ・ 噂や虚偽の情報を特定する手順の確立というパラ 88 の最終ブレットポイントについて、我が国から重要との認識と併せて実行可能性に対する懸念を表明したところ、文の頭に“可能な場合は”を追記することに合意した。

付属文書Ⅰ 食品に起因するアウトブレイクの対応ネットワークの構造

- ・ 地域ネットワーク/組織の追加の例として、アフリカ食品安全ネットワーク (AFoSaN) を含めることに合意した。

付属文書Ⅲ アウトブレイク解析のためのテンプレート

- ・ “サプライヤー”という言葉について、定義がなく、その使用に関して懸念が示されたため、“source (ソース)”に置き換えることに合意した。

結論

本部会は、「生物による食品に起因するアウトブレイク管理のためのガイドライン案」を次回第 45 回総会に、ステップ 8 での最終採択を諮ることに合意した。

議題 6 CCP を特定するための判断樹 (Decision Tree) 原案(食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969) の改定) (ステップ 4)

「食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969)」の改訂作業は、前回(第 51 回)CCFH においては、HACCP の重要管理点: Critical Control Point (CCP) を決定するのを支援するツールである判断樹 (Decision Tree、以下「DT」という。)以外は最終採択 (ステップ 5/8) に進んだが (その後、第 44 回総会で最終採択された)、DT はステップ 2 に差し戻すこととなった。

本会合では、ブラジル、ホンジュラス、ジャマイカ及びタイが作成した DT 案 (CRD3 Rev. 1) に基づき、議論が行われた。当該 DT 案においては、前提として、文頭に DT は CCP 決定のために使用できるツールの例示であることが記載され、これに限らず他の DT やツール等であっても、「食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969)」の第 2 章 Section 3.7(原則 2 : CCP の決定)に記述されている一般的な要件を満たしている限りは使用できる旨の記載が追加された。

Q1 について

重要なハザードは GHP ではなく、CCP の管理手段でコントロールすべきとの意見があったが、最終的には CRD3 Rev.1 の Q1 は維持することで合意した。

Q2 について

“subsequent step” は、当該重要なハザードに対する CCP は工程の前のステップにあることもあり得るので “another step” ではないかとの意見が出されたが、DT は工程をステップ毎に順番に適用するので、もし CCP が工程の前のほうにあれば、すでに特定されているので、“subsequent step” のままとし、後のステップを CCP かどうか評価すべきであるとした。また、注釈 2 として “もし、CCP が Q2-4 で特定されない場合には、管理手段を実施するため工程または製品を修正し、新たなハザード分析を行うべき” という注釈が加えられた。

Q3 について

Q3 は必要かとの懸念が示されたが、Q3 を “Yes” と回答した場合の “その後のステップが CCP であるべきである” と修正して維持することに合意した。

Q4 について

Q2 が Yes なら、Q4 を No と回答することはできないとの懸念が示されたところ、Q2 は特定の (specific) な管理手段があるかを聞いているだけで、Q4 はその管理手段は十分かと聞いていて、微妙な違いがあり、相反することはないとの回答があった。Q4 を明確にするため、Q4 に “specifically” を追加すること、及び No と回答した場合の注釈 4 として “新たにハザード分析を実施した後、DT の最初に戻る。” と追記することで合意した。

なお、CCP 決定ワークシートの例も判断樹と同じ修正をすることに合意した。

また、「食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969)」の第 2 章 Section 3.7 (原則 2 : CCP の決定) に判断樹及び決定ワークシートを引用する修正を行うことに合意した。

本部会は、当該修正案を次回第 45 回総会にステップ 5/8 での最終採択を諮ることに合意した。

議題 7 牛肉、未殺菌乳、未殺菌乳から製造されたチーズ、葉物野菜及びスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌 (Shiga toxin-producing *Escherichia coli*:STEC) の管理のためのガイドライン原案 (ステップ 4)

EWG の議長であるチリが、共同議長のフランス、ニュージーランド及び米国を代表して、本議題は第 50 回 CCFH で新規作業とすることで合意され、第 42 回総会で承認されことを説明した。また、前回会合において、提案された原案をステップ 2/3 に差し戻し、改めて設置された EWG において JEMRA からの助言等を踏まえ、原案の本体部分 (General Section) と 3 つの付属文書 (I : 生の牛肉、II : 生鮮葉物野菜及び III : 生乳及び生乳チーズ) の修正版を作成し、ステップ 3 でコメントを求めており、本体部

分について、提出されたコメントを踏まえた修正版が CRD 4 として提供された。

提出されたコメントに基づき、EWG の共同議長である米国が CRD 4 及び直前に開催されたバーチャル作業部会の議論をまとめた CRD 5 を参照しつつ、更にガイドラインを作成するために情報や意見（インプット）が必要な項目のリストを提示した。このリストを基に、本部会において議論され、合意された事項は以下のとおり。

- ・ 生鮮葉物野菜の定義について正確性を期す修正を加えて合意された。本定義にマイクログリーンが含まれるかについては、スプラウトの附属文書及び定義がまだ作成されていないため、マイクログリーンはその一部となる可能性があるが、もしそうでない場合でも、本ガイドラインの対象とすることが重要だとの認識のもと、後で更に議論されるであろうとされた。
- ・ 衛生指標菌の定義は示された 2 つの案のうち第 2 案を基に、文言を明確にするために次の観点での修正を加えて合意された。
 - 衛生指標菌は病原体の存在同様、病原体の増殖を可能とする状態の指標にもなり得る
 - “Lapse” は簡単に理解しづらいため、“failure” に置き換える
 - “total *E. coli*”（大腸菌）から“total”を削除する
- ・ 生の牛肉の定義は提案のとおり合意された。テンダライズされた牛肉については、本ガイドラインでは物理的にテンダライズされた牛肉のみが対象であり、塩水や他の添加物を加えたものは含まれないこと、その定義は附属文書にて記載されることとなる旨の説明があった。
- ・ 生乳の定義は、「乳及び乳製品の衛生規範（CXC57-2004）」に合わせることで、40℃を超えた温度での加熱又はそれと同等の効果を有する方法で処理されている乳は除くこと、乳の由来となる動物種への言及はしないことなどを踏まえ修正され合意された。
- ・ そのほか、生乳のチーズ及び志賀毒素産生性大腸菌の定義は提案のとおり合意された。また、モニタリング、検証及び妥当性確認の定義は附属文書Ⅲから本体部分に移動され、品目の定義は附属文書を独立して使用できるよう、本体と附属書両方に記載することが合意された。
- ・ Control measure（管理手段）について、本ガイドラインでは「GHP ベース」と「ハザードベース」の区別をすることを意図していないため、削除し、単に control measure と表記することが合意された。
- ・ リスクモデリングツールに関する Section 6.1 は維持しつつ、同ツールはハザードの予防、低減又は排除に関する管理手段の影響を評価するために開発できるが、日本の提案に基づき、定量的データの必要性など、ツールの能力と限界がリスク管理者により明確に特定され理解されているべきであるとの説明を加えることが合意された。

本部会は、本原案を更に修正すべくステップ 2/3 に差し戻し、チリを議長、フランス、ニュージーランド及び米国を共同議長とする EWG において、本体部分及び附属文書Ⅰ～Ⅲの再修正と附属文書Ⅳスプラウトの原案作成を行うこと、その際に JEMRA の関連する報告書をレビューすることに合意した。また次回会合の直前に物理的作業部会（以下、PWG という。）を開催し、次回会合で検討する改訂版を作成することに合意

した。

議題 8 食品生産における安全な水の使用及び再使用に関するガイドライン原案（ステップ4）

第 51 回 CCFH で新規作業とすることが合意され、ホンジュラスを議長とし、チリ、デンマーク、EU 及びインドを共同議長とする EWG が設置された。EWG においては、定義や文書の構成等についての議論を踏まえ、食品生産における安全な水の使用及び再使用に関するガイドライン原案が作成された。原案は、本体部分と、付属文書Ⅰ（生鮮農産物）、付属文書Ⅱ（水産製品）、これから作成される付属文書Ⅲ（乳製品）から構成されている。

本部会では、EWG によって特定された鍵となる事項に対し、ガイダンスを提供すること及び FAO/WHO から科学的アドバイスを求める内容を特定することを中心に議論した。

本体部分 (General Part)

“potable water” は以前に定義されており、また、Codex 文書において広く使用されていることを踏まえ、部会は文書全体で “potable water” という用語を使用することに同意した。

付属文書Ⅰ 生鮮農産物

- ・ パラグラフ 5 から 36 を維持するか、「生鮮果実・野菜の衛生実施規範(CXC 53-2003)」への相互参照とするかに関しては、部会は当面これらのパラグラフを維持することに同意した。なお、FAO/WHO が生鮮果実及び野菜の微生物学的危害要因の予防と管理に関する科学的根拠を再評価しており、STEC の管理に関するガイドラインの草案の作成に関連して生鮮葉物野菜に関する作業も進行中であるため、関連する JEMRA の報告書が利用可能になった際に CXC 53-2003 の更新と適切な相互参照について決定することとした。
- ・ いくつかの提案された例及び判断樹の例の掲載について、我が国からは国/地域のガイダンスからのものであればその引用とすることを提案したが、提案された例及び判断樹の例は水が目的に合っているかを判断する因子を理解する上で重要なことから、本部会は現時点ではこれらを維持することに合意し、FAO/WHO と更に協議を行い、内容及び位置の双方において文書に適切に含める方法を検討することとした。
- ・ FAO/WHO に対し、例に関する妥当性確認/レビュー (critically review_) の実施と、閾値とサンプリング頻度に関する具体的な推奨事項の提供を行うよう要望することに関し、部会の議長は、パラ 58-72 の例を FAO/WHO に対し妥当性確認するというよりレビューを依頼することはできること、異なる国/地域で、食品安全を危険に晒すことなく、弾力的にどのように例を適用することができるかに関する勧告を提供するように要請することはできることを明確にした。

また、パラ 59 の介入手段の具体性 (specificities) についても FAO/WHO によってレビューされるべきという我が国の示唆に対し、FAO の代表は、必要ならばインプットを提供したいとしたうえで、多くの異なるリスク管理手段があり、それらすべ

てまたは多くについて具体性を提供することは難易度が高いと回答した。本部会は、JEMRA のアウトプットの使用を促進し、また専門的アドバイスが必要となり得る他の関連事項を特定するために、EWG の共同議長と FAO/WHO が協力して作業を進めることに合意した。

付属文書Ⅱ 水産製品

用語の定義

Fishery products

書面により提出されたコメントを参照し、定義について検討を行ったが、加盟国から異なる見解が示されたことから、本部会はこの問題に関し、EWG で継続して検討を行うことに合意した。

Harvesting

本部会は、当該用語の定義に関する議論を EWG で継続して行うことに合意した。

Fit for purpose water

本部会は、当該定義について、付属書から削除し、本体部分（General Part）で維持することに合意した。

その他

本部会は、定義の数を減らし、周知の定義については削除することとし、また、掲載し得る例について、FAO/WHO と更に協議を行うことに合意した。

付属文書Ⅲ 乳製品

IDF（国際酪農連盟）は当該付属書の原案作成を支援する意志があることを表明した。本部会は、当該付属文書については本作業をリードする共同議長国が確定され次第、作成されることを書き留めるとともに、第 53 回 CCFH に先だって、全ての付属文書の作業を進めることができなかった場合には、それぞれの付属文書は異なる進行速度で進められる可能性を書き留めた。

結論

本部会は、提案された原案について、ステップ 2/3 に差し戻し、ホンジュラスが議長を務め、チリと EU が共同議長を務める EWG において、本部会前に提出されたコメント並びに本部会での議論及びコメントを考慮して、本文書と付属文書Ⅰ～Ⅲ（生鮮農産物、水産製品及び乳製品）のガイドライン案を作成すること、EWG の共同議長と FAO/WHO は JEMRA のアウトプット及び本ガイドライン中の関係する問題についてアドバイスを得るため、定期的にコミュニケーションの機会をもつことに合意した。また、第 53 回 CCFH の直前に PWG を開催し、ステップ 3 で受けたコメントを検討し、第 53 回 CCFH における検討事項についての勧告を用意することに合意した。

議題 9 その他の事項及び今後の作業

(a) 討議文書

第 51 回 CCFH において、次回会合で海産食品の腸炎ビブリオ及び食品中のウイルスに関する討議文書を作成することに合意したが、今回のバーチャル会合においては時

間的、議題の制約により討議できなかった。このため、第 53 回 CCFH に向けてこれら討議文書を作成することを確認した。

- ・ 日本はニュージーランドとともに JEMRA の報告書をレビューし、「海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理に対する食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 73-2010)」の修正の可能性に関する討議文書を作成する。
- ・ カナダはオランダとともに「食品中のウイルス管理に対する食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 79-2012)」の修正の可能性に関する討議文書を作成する。

(b) 新規作業

- ・ 「鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラの管理に関するガイドライン (CXG 78-2011)」の改訂に必要な関係情報の収集を JEMRA に要請するとともに、「食品中のリステリア・モノサイトジェネスの管理に対する食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 61-2007)」の更新に向けたリステリア・モノサイトジェネスのリスク評価について、JEMRA に要請した。
- ・ GAIN (栄養改善のためのグローバルアライアンス) が新規作業として提案した伝統的な食品市場のための食品安全に関する国際ガイドラインについて、ボリビア、インドネシア、ケニア、ナイジェリア及びペルーがこの作業への関心を示し、第 53 回 CCFH での検討に向けた新規作業の提案を求める回付状に応じ、協力して作業を行うこととなった。
- ・ 第 53 回 CCFH の開催に合わせて CCFH の作業の優先順位に関する作業部会 (米国が議長) を設置し、新規作業の提案を検討し、今後の作業計画を更新することとなった。

議題 10 次回会合の日程及び開催地

次回会合は 2022 年 11 月 28 日からの週にサンディエゴ (米国) で開催される予定であるが、正確な日時及び会議形式は追って決定されとのことであった。

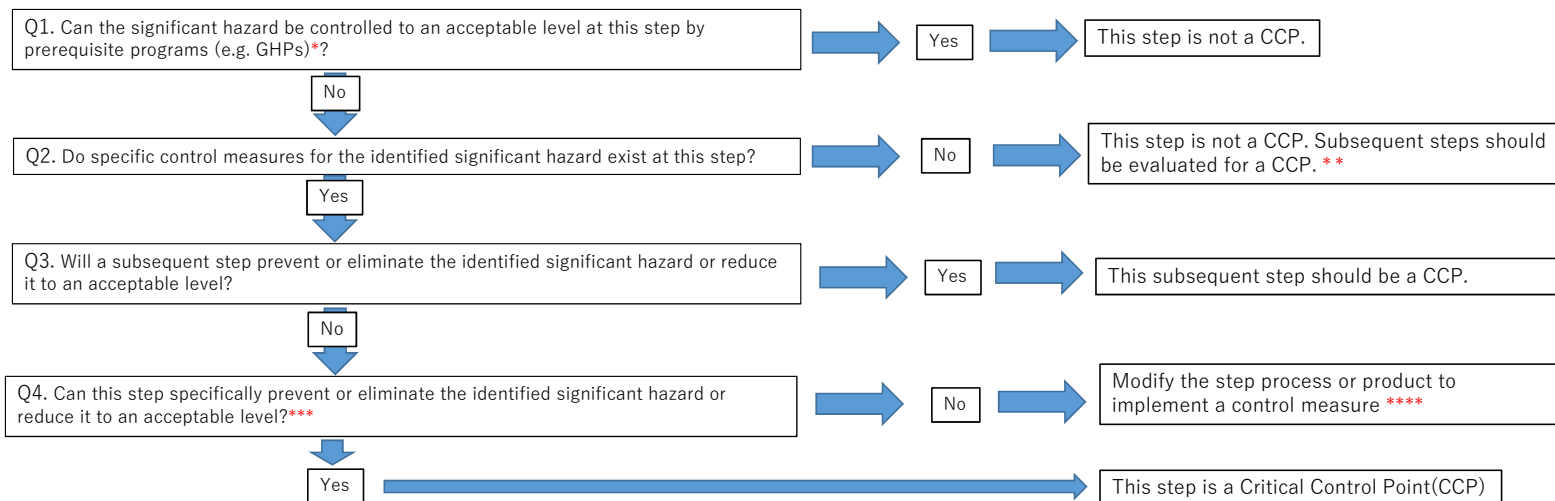
(参考)

食品衛生部会（CCFH）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
生物による食品に起因するアウトブレイク管理のためのガイドライン案	8	第 45 回総会
CCP を特定するための判断樹 (Decision Tree) 原案(食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969) の改定)	5/8	第 45 回総会
牛肉、未殺菌乳、未殺菌乳から製造されたチーズ、葉物野菜及びスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌 (<i>Shiga toxin-producing Escherichia coli</i> :STEC) の管理のためのガイドライン原案	2/3	電子作業部会・物理的作業部会 (議長国：チリ、フランス、ニュージーランド、米国) 第 53 回 CCFH
食品生産における安全な水の使用及び再使用に関するガイドライン原案	2/3	電子作業部会・物理的作業部会 (議長国：ホンジュラス、チリ、EU) 第 53 回 CCFH
海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理に対する食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 73-2010) の修正	-	討議文書の作成国：日本、ニュージーランド 第 53 回 CCFH
食品中のウイルス管理に対する食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 79-2012) の修正	-	討議文書の作成国：カナダ、オランダ 第 53 回 CCFH
新規作業提案/今後の作業計画	-	CCFH の作業の優先順位に関する作業部会（議長：米国） 第 53 回 CCFH

The following is an example of a decision tree and tool that can be used in the determination of a CCP. Such examples are not unique and other decision-trees or tools can be used as long as the general requirements as elaborated in CXC 1-1969 (i.e., step 7 - Principle 2 - Determine the Critical Control Points (CCPs) have been met.

A.1. "Example of a CCP Decision Tree - Apply to each step where a specified significant hazard is identified."



* Consider the significance of the hazard (i.e., the likelihood of occurrence in the absence of control and the severity of impact of the hazard) and whether it could be sufficiently controlled by prerequisite programs such as GHPs. GHPs could be routine GHPs or GHPs that require greater attention to control the hazard (e.g. monitoring and recording).

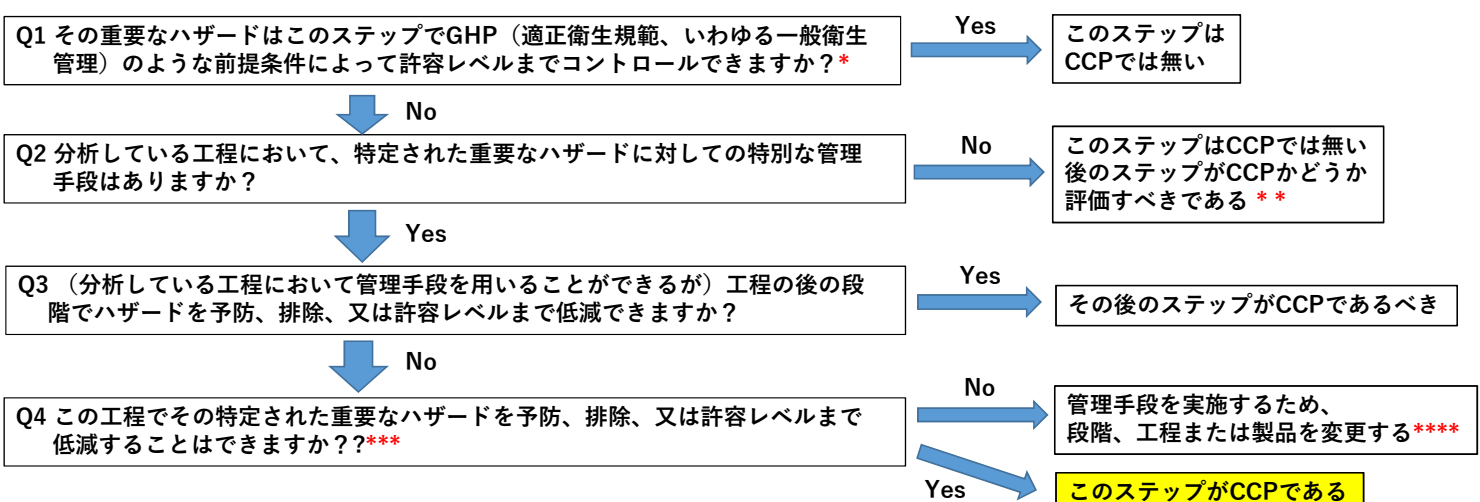
** If a CCP is not identified at questions 2-4, the process or product should be modified to implement a control measure and a new hazard analysis should be conducted.

*** Consider whether the control measure at this step works in combination with a control measure at another step to control the same hazard, in which case both steps should be considered as CCPs.

**** Return to the beginning of the decision tree after a new hazard analysis.

以下はCCPを決定するのに使用できるDTとツールの例である。他のDTやツール等もCXC1-1969に記載された一般的な要求事項を満たしている限りは使用することができる。

A.1 CCP DTの例 (特定の重要なハザードが特定された各ステップに適用する)



* ハザードの重要性を検討する (すなわちコントロールのない状態での起こりやすさ及びハザードのインパクトの重篤性) 及びGHPのような前提条件によって十分にコントロールされるか否か。GHPsは通常のGHPsより注意が必要 (例えばモニタリング及び記録) なGHPがあり得る

** Q2～Q4でCCPが特定されない場合、管理手段を実施するための工程または製品を変更し、新たなハザード分析を行う。

*** この工程における管理手段が同じハザードをコントロールするために、他の工程の管理手段と組み合わせで用いられているかを判断する。その場合、どちらの工程もCCPとして考えるべきである。

**** 新たなハザード分析を行った後に、DTの最初に戻る。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 15 回食品汚染物質部会 (CCCCF)

日時：(本会合) 2022 年 5 月 9 日 (月) ～13 日 (木)

(報告書採択) 2022 年 5 月 24 日 (火)

(作業部会及びサイドイベント)

- 汚染物質のコーデックス規格に関するレビュー (議題 18) : 2022 年 5 月 3 日 (火)
- JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業 (議題 19) : 2022 年 5 月 3 日 (火)
- JECFA における汚染物質の評価の優先リスト (議題 20) に関する作業部会 : 2022 年 5 月 3 日 (火)
- 汚染物質の分析法に関するレビュー (議題 16) に関する作業部会 : 2022 年 5 月 5 日 (木)
- 穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンの最大基準値に関連するサンプリングプラン (議題 9) に関する作業部会 : 2022 年 5 月 5 日 (木)
- 最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス (議題 15) に関するサイドイベント : 2022 年 5 月 6 日 (金)

方法：バーチャル会合形式 (Zoom) (議長国： オランダ)

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO (FAO/WHO 食品添加物専門家会議 (JECFA) を含む) からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
産業由来、環境由来の汚染物質及び天然由来の毒素	
5	カカオパウダー (総乾燥カカオ固形分 100%) 中のカドミウムの最大基準値 (ステップ 4)
6	カカオ豆中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範 (ステップ 7)
7	特定の食品群中の鉛の最大基準値 (ステップ 4)
8	特定の魚種 (オレンジラフィー、キングクリップ) 中のメチル水銀の最大基準値及び関連するサンプリングプラン (ステップ 4)
毒素	
9	特定の穀類及び穀類加工品 (乳幼児用食品を含む) 中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン (ステップ 4)

10	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ4）
11	ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリック中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ4）
12	キャッサバ及びキャッサバ加工品中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ4）
討議文書	
13	魚類中のメチル水銀 - マジェランアイナメへの最大基準値設定の実現可能性 - 魚類中のメチル水銀に関するその他のリスク管理
14	ピロリジジナルカロイド
一般事項	
15	最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関する一般ガイダンス
16	汚染物質の分析法に関するレビュー
今後の作業	
17	CCCF の今後の作業計画 CCCF が今後作業を行う主要食料と汚染物質の組合せに関するレビュー
18	汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー
19	JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ
20	JECFA による評価のための汚染物質の優先リスト
その他	
21	その他の議題
22	次回会合の日程及び開催地
23	報告書の採択

（情報文書）

本部会における汚染物質及び毒素に関する議論の経緯や毒性評価の概要、現存及び作業中の最大基準値など各種情報を収載した、部会中に参照・使用するための作業文書（CF/15 INF1）（日本がオランダと共同作成）

第 15 回食品汚染物質部会（CCCCF）結果報告

1. 日時： 作業部会 2022 年 5 月 3 日（火）、5 日（木）
 サイトイベント 2022 年 5 月 6 日（金）
 本 会 合 2022 年 5 月 9 日（月）～13 日（金）
 報告書採択 2022 年 5 月 24 日（火）
 バーチャル会合形式

2. 議長国： オランダ

3. 参加国及び国際機関

85 加盟国、1 加盟機関（EU）、17 オブザーバー機関

4. 議長

Dr. Sally Hoffer（オランダ農業・自然・食品品質省）

5. 出席者

農林水産省消費・安全局食品安全政策課	課長補佐	漆山 哲生
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課	衛生専門官	飯塚 尚文
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課	乳肉水産基準係長	塚本 絢己
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課	汚染物質基準係	瀬浪 孟明
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課国際食品室室長補佐		佐々木 佳名子
国立医薬品食品衛生研究所安全情報部	第三室長	登田 美桜
国立医薬品食品衛生研究所	客員研究員	山田 友紀子
農林水産省消費・安全局食品安全政策課	課長補佐	高岸 克行
農林水産省消費・安全局農産安全管理課	課長補佐	三浦 友聡
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課	水産安全室長	坂本 孝明
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課	課長補佐	唐川 奈々絵

6. 概要

議題 1. 議題の採択

議題 8 と議題 13 を一緒に討議すること、議題 14 については議題 19 において討議すること、議題 17 については討議しないことを確認した。

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

第 44 回総会（CAC）、第 81 回執行委員会（CCEXEC）、第 41 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）における CCCC 関連事項の報告が行われ、以下が確認された。

- ・ コーデックス設立 60 周年にあたり、コーデックスに対する認識を高め、コーデッ

クスの活動に対するハイレベルな支援を得るための活動を計画・実施するよう、加盟国およびオブザーバーに奨励する。

- CCEXEC における「科学の役割に関する原則文の適用」、コーデックスの将来、コーデックスにおける分野横断的、包括的及び新興の問題にいかに対処するかについての議論に留意し、積極的に関与する。
- コーデックス規格の使用とインパクトのモニタリングに関して、本部会において実施規範の実施状況のレビューのためのパイロットプロジェクトの検討に第13回会合で合意したことを想起した上で、このアプローチへの支持を改めて表明し、コーデックス事務局に対して、コーデックス規格の使用とインパクトのモニタリングにおいて実施機関の評価を確実に検討すること、また CCCF にとっての本作業の重要性を CCEXEC に通知することを促す。
- CCMAS におけるサンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) の改訂にコメントするよう加盟国、オブザーバーに促す。

議題 3. FAO 及び WHO (FAO/WHO 食品添加物専門家会議 (JECFA) を含む) からの関心事項

本部会に関連する FAO 及び WHO の活動や作業が報告された。このうち特記すべき事項は次の通り。

- **JECFA の活動報告及び今後の予定**

第 93 回 JECFA (2022 年) で T-2 トキシン、HT-2 トキシン、4,15-ジアセトキシスシルペノールの評価が行われたこととその評価結果の概要が報告された。

- **ダイオキシン及びダイオキシン様物質に関する WHO の今後の作業**

2005 年に設定された現在の毒性等価係数 (Toxic Equivalency Factor (TEF)) の再評価のための専門家会合が 2022 年の 10 月に行われることが報告された。

- **食品安全の将来を考える FAO の展望報告書**

2022 年 2 月に公表された本報告書では、食品安全への影響に焦点を当て、食品と農業におけるいくつかの重要な新興問題 (気候変動、消費者行動の変容、新しい食料源と食品生産システム (例えば、食用昆虫、クラゲ、海藻、植物由来の代替品、細胞培養食品)、技術革新、マイクロバイオームサイエンス、循環経済、食品偽装など) を分析。

- **その他の CCCF に関連しうる事項 (FAO 関連)**

- **「食料入手が限られた状況下で最良の健康成果を達成するための食品安全に関する考察」についての FAO の作業**

ケーススタディ (とうもろこし中の鉛及び穀類中のフモニシン) を用いた、食料安全保障を考慮しながら食品安全を最もよく守る方法について、リスク管理の提言を含む報告書が 2022 年 2 月に公表された。

- **マイクロプラスチック**

すべての食料品に含まれるマイクロプラスチックに関する最新報告書を作成、2022 年後半に公表予定。今後のリスク評価の基礎となり、リスク管理措置の策定に利用できる情報を提供する。

- **魚類摂取のリスクとベネフィット**

新たな根拠が入手可能となったことから、2010年に行われた「魚類摂取のリスクとベネフィットに関するFAO/WHO合同専門家会議」の助言を、あらたな専門家会合で審議して更新する予定。

➤ 海藻類と食品安全

海藻の養殖、利用が増加しており、持続可能な食料安全保障の重要な柱となる一方で、生産や利用に関する規則やガイダンスが不足。FAOとWHOは海藻類の摂取に関連した食品安全上の危害要因を特定した報告書を作成し、2022年内に公表される予定。

➤ 「FAO戦略フレームワーク 2022-2031」における食品安全に関する戦略的優先事項

「戦略的優先事項」が、持続可能で包括的な農業食料システム、食料安全保障政策及び農業開発戦略の開発において、より一貫した食品安全の統合を促進することを期待。2022年7月のFAO農業委員会会合で議論され、12月のFAO理事会に提出される予定。

• その他のCCCFに関連しうる事項（WHO関連）

➤ 飲料水中のマイクロプラスチック

マイクロプラスチックの暴露による健康リスクを評価するため、食品、水、大気など環境からの暴露を調査するためのプロジェクトを実施、2022年3月に専門家会合が開催され、報告書が採択された。報告書は2022年後半に公表される予定。

➤ 飲料水水質ガイドラインの更新

2022年3月にガイドラインが更新され、マンガンの暫定的なガイドライン値が設定された。

➤ WHO食品安全に関する世界戦略（2022-2030）

2022年2月のWHO理事会で承認されたところであり、加盟国による食品由来疾病の負荷軽減のための活動の優先順位付け、計画、実施、監視及び評価を支援。

➤ 食品由来疾病の負荷

2025年までに食品由来疾病の世界的負荷の推定値を更新するというWHOの新しいマンデートを受け、2021年5月に技術諮問グループを新メンバーで設置。2022年4月までに3回の会議を終了。化学物質や毒素を含む、次回の推定に含まれる危害要因のリストの拡大を計画。加盟国における本作業を支援するため、「食品由来疾病負荷の推定：加盟国のための実用的なハンドブック」を発表。

議題4. その他の国際機関からの関心事項

FAO/IAEA共同センターから、非緊急時における食品、飼料、飲料水中の放射性核種に関する3つの文書の紹介が行われ、一つ目はすでに公開、二つ目は出版準備中、三つ目はコーデックス加盟国向けの情報提供文書であり、今後、加盟国からコメントを集めた上で次回会合までに利用可能となることが報告された。

議題5. カカオパウダー（総乾燥カカオ固形分100%）中のカドミウムの最大基準値（ステップ4）

（経緯）

チョコレート及びカカオ製品中のカドミウムの最大基準値（ML）については、第44回CACまでにチョコレートに関して総カカオ固形分の含有比率に応じて4分類に分け

た ML に合意し、採択済み。第 14 回 CCCF (2021 年) では、カカオパウダーに関して、含有実態データに基づく ML 原案と、採択済みのチョコレートのカカオ固形分の含有比率と ML から比例計算した ML 原案の 2 案について議論したものの、両者に二分する支持があり合意に至らなかったこと、また、比例計算に基づいてカカオパウダーの ML を議論することの技術的な問題点が指摘されたことから、議論の 1 年先送りに合意。

今次会合では、電子作業部会 (EWG、議長：エクアドル、共同議長：ガーナ) から、含有実態データに基づくカカオパウダー中のカドミウムの ML 原案として、2.0-3.0 mg/kg が提案され、次回総会 (第 45 回 CAC) における最終採択に向けた議論が行われた。

(主な議論)

ML 案に関して以下の様々な主張、意見が展開された。

- 子供の健康保護などの観点から原案よりも低い 0.6 mg/kg や 1.3 mg/kg の ML を支持する意見
- 既に採択されているチョコレートの ML との整合の観点から比例計算に基づく ML (1.3-1.5 mg/kg または 2.0 mg/kg) を支持する意見
- ML 設定による違反率と消費者の健康保護のバランスから原案の 2.0 mg/kg を支持する意見
- 妥協案として 2.0 と 3.0 mg/kg の間の数値を支持する意見
- JECFA がカカオ製品由来のカドミウムによる健康への懸念はなく、ML 設定による健康保護への影響が期待できないとしている一方で、公正な貿易の確保が必要であること、低い ML 設定による経済的な影響が南米地域では大きいことから 3.0 mg/kg を支持する意見

これらの意見、主張のうち、どれが最も優勢ということにはなかったものの、議論の一巡後に議長から妥協案として 2.0 mg/kg を最終採択することが提案され、この議長提案に反対の場合は留保とその理由を記録することで合意した。

(結論)

カカオパウダー (総乾燥カカオ固形分 100%) の ML として 2.0 mg/kg を次回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮る。

EU、カメルーン、エジプト及びウガンダが、この決定に留保を表明した。

品目／製品名	ML (mg/kg)	ML の適用部位	注釈
消費用カカオパウダー (総乾燥カカオ固形分 100%)	2.0	卸売または小売向け流通のために包装された商品全体	この ML は 100% カカオパウダーに適用する。他の食品の原料用に使用されるカカオパウダーにも適用する。粉乳や砂糖のようなその他の原材料を含む調整ココアには適用しない。

なお、昨年採択されたチョコレート中のカドミウムの 2 つ ML において、汚染物質の一般規格 (CXS193-1995) の様式で必要とされる「ML の適用部位」の表記が欠落していたことから、採択済みの他のチョコレートの ML との整合をとる形で修正を総会に諮ることが合わせて合意された。

議題 6. カカオ豆中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ 7）

（経緯）

第 13 回 CCCF（2019 年）で新規作業に合意し、第 42 回 CAC で承認。第 14 回 CCCF ではペルーを議長、エクアドル、ガーナを共同議長とする EWG が策定した原案について、部会に提出されたコメントに基づいてさらなる修正作業を行うことを前提に第 44 回 CAC に予備採択を諮ることに合意し、予備採択された。

今次会合では、EWG から第 14 回 CCCF のコメントに基づいて改訂された実施規範案が提案されており、第 45 回 CAC での最終採択が可能かどうかを判断すること、最終採択が難しい場合には第 16 回 CCCF（2023 年）での実施規範の最終化に向けて検討すべき主な問題点を特定することが要請された。

（議論の概要）

EWG 議長国のペルーから事前に加盟国等から提出されたコメントに基づいて修正された実施規範の修正案が議場配布文書（Conference Room Document（CRD））として配付され、パラグラフ毎に修正案と追加の修正意見の有無を確認した。

（結論）

本実施規範をステップ 8 で第 45 回 CAC に最終採択を諮ることで合意した。

議題 7. 特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ 4）

（経緯）

第 13 回 CCCF（2019 年）において、鉛の ML が設定されていない品目のうち、貿易量、消費量、含有濃度などを検討した結果、ML 設定の優先度が高い品目として、卵及び卵加工品、芳香性ハーブ及びスパイス類、乳幼児用食品（既に ML 設定済みの品目を除く）、砂糖・菓子類（カカオ製品を除く）を特定し、第 42 回 CAC において、ML 設定の新規作業が承認。第 14 回 CCCF では、議論の結果、卵（ニワトリ、アヒル）、乾燥スパイス及び料理用ハーブ、生鮮料理用ハーブ、砂糖類、砂糖を原料とする飴菓子類、乳幼児用穀類加工品、直接消費乳幼児用調理済み食品について、提出されたコメント、新たに提出された含有実態データに基づいて、ブラジルを議長とする EWG が原案を再検討することに合意。

今次会合では、EWG から、直近 10 年の含有実態データ及び ALARA（as low as reasonably achievable）の原則に基づくアプローチから、ML 設定により想定される違反率や暴露量の低減効果を考慮して、表 1 の ML 原案が提案された。

（議論の概要）

EWG 議長国のブラジルから、事前に加盟国等から提出されたコメントに基づいて修正原案（表 1 参照）が CRD26 として提案され、修正原案に関して討議した。なお、事前コメントにおいて、ML 設定による違反率が 5%となるよう ML 案を設定すべきとの意見が複数あったことに対して、EWG 議長国から違反率 5%は目標値ではなく最大値であり、従って ML 案による違反率は 5%未満の範囲で様々な値をとることが説明された。

表 1：食品中の鉛の最大基準値原案（当初原案及び修正原案）

品目	当初原案		EWG 議長国の修正原案	
	ML (mg/kg)	備考 (ML 原案の根拠など)	ML (mg/kg)	備考 (ML 原案の根拠など)
卵				
生鮮卵（鶏卵及び鶯卵）	案の 1：0.25	分析法の性能規準から設定	不設定	汚染が極めて少なく、生鮮卵の国際貿易も小さいことを考慮
	案の 2：不設定	汚染が極めて少なく、生鮮卵の国際貿易も小さいことを考慮		
料理用ハーブ類				
生鮮料理用ハーブ（ローズマリーを除く）	0.25	違反率 4.5%	不設定	国際貿易が小さい
生鮮ローズマリー	0.5	違反率 3.0%		
乾燥料理用ハーブ	2.0	違反率 4.6%	追加データを募集して再検討	実態データに不整合あり
乾燥スパイス類				
花の部分（クローブ）（サフランを除く）	2.5	違反率 5.0%	追加データを募集して再検討	実態データに不整合あり
果実、ベリー（スターアニス、スマックを除く）	0.8	違反率 2.7%		
根茎、鱗茎、根（ニンニクを除く）	3.5	違反率 4.8%		
ニンニク	0.4	違反率 2.4%	不設定	すでに生鮮のニンニクは鱗茎類の ML (0.1 mg/kg) があるため
樹皮	2.5	違反率 4.7%	追加データを募集して再検討	実態データに不整合あり
種子（アジゴワシ、セロリ、デイル、マハラブ、マスタード、ホビピーを除く）	0.8	違反率 2.0%		
セロリシード	1.5	違反率 4.2%		
砂糖類、甘味料、はちみつ				
Sugar, browned and raw	0.1	違反率 3.2%、1.6%	再検討	
Sugar, white and refined	0.1	違反率 0.8%、0%	0.1	いずれの品目も違反率 5%未満
はちみつ	0.06	違反率 4.4%		
コーンシロップ、メイプルシロップ	0.1	違反率 0%、1.8%		
Molasses	0.3	違反率 5.0%	不設定	データが少ない（20 点）
砂糖類を原料とする飴菓子				
ハードキャンディ、グミ・ジェリー	0.05	違反率 4.4%、5.0%	0.1	
ソフトキャンディ	0.07	違反率 2.0%		
粉状キャンディ（candy powder）	0.2	違反率 4.6%	不設定	データ提出が 1 カ国のみ
乳幼児用食品				
乳幼児用穀類加工品	0.05	違反率 1.3%，“as is”に適用	0.02	違反率 5%未満
直接消費用乳幼児用調理済み食品	0.05	違反率 1.0%	0.02	違反率 5%未満

(議論の概要)

○卵

EWG 議長国から提案された、ML を設定しないとの案に合意。

○料理用ハーブ類

EWG 議長国から提案された、生鮮ハーブ類の ML は設定しない、乾燥ハーブ類は追加データを集めて再検討とする案について討議。

国際的な市場拡大から生鮮ハーブにも ML は設定すべき、十分な実態データがあるので ML を設定すべき、生鮮ローズマリーだけでなく生鮮オレガノや生鮮タイムも一般的なハーブ類よりも高い ML とすべき、規制当局での判断を容易にするため生鮮ハーブ類と葉菜類の ML との整合を検討すべき、生鮮ハーブにシアントロなどのデータが含まれていないので追加データを集めて検討すべきなどの意見が相次ぎ、生鮮ハーブ類、乾燥ハーブ類ともに、実態データの追加募集を行い、再検討することになった。

○スパイス類

EWG 議長国から提案された乾燥ニンニクは ML を設定しない、その他のスパイス類は料理用ハーブ類と同様にデータを追加募集して再検討するとの案について討議。

本案には特に異論なく合意。料理用ハーブ類と合わせて 2024 年の第 17 回 CCCF で再検討することとなった。

○砂糖、甘味料、はちみつ

EWG 議長国から、当初原案では精製糖及び白砂糖と同じ ML 案が提案されていた粗糖及びブラウンシュガーに関しては、理論上は精製糖や白砂糖よりも高い濃度の鉛を含有しうること、国際的に貿易量が大きい品目であることから、さらなるデータを解析して精製糖及び白砂糖とは別のより高い ML とすることが提案され、了承された。

はちみつについては、分析法上の課題、消費量が砂糖と比べれば小さい、主要生産国の実態データが ML 導出に使われたデータに含まれていないなどの理由から、当初原案よりもやや高い 0.1 mg/kg とすることに支持が集まった。議論の結果、白砂糖及び精製糖、コーンシロップ及びメープルシロップ並びにはちみつについて、一つの ML (0.1 mg/kg) を適用することに合意。

モラセスについては、現時点では 1 か国からの少数データのみが利用可能な状況のため、現時点では ML を設定作業を中止するものの、将来的な ML 検討の可能性に向けて実態データの収集を行うことが確認された。

○砂糖類を原料とする飴菓子

EWG 議長国からは、利用可能な実態データが 1 か国からのみと少ない粉状キャンディについては ML の設定作業を中止し、ハードキャンディ、ソフトキャンディ、グミ及びゼリーについては、これらの分類ごとに個別の ML 設定が必要な合理的な理由がないため一つの ML (0.1 mg/kg) とすることが提案された。議論の結果、粉状キャンディが子供の重要な鉛暴露源の一つであるとの意見を受け、健康保護の観点から粉状キャンディも含めてすべての飴菓子類を対象に一つの ML を適用することに合意。

○乳幼児用食品

高い水準での乳幼児の健康保護の観点から、乳幼児用穀類加工品に関しては当初原案よりも低い 0.02 mg/kg が提案され、分析法の課題などが提示されたものの、数値については合意。

本品目については、“as is（そのまま）”のものに ML を適用とすることが EWG から提案されたところであるが、穀類加工品にはウェットタイプとドライタイプの両方の製品が存在し、それらに同じ ML を適用した場合には、ウェットタイプの製品にとってはドライタイプと比較して緩い ML（不必要に高い ML）となる懸念があるため、すでにコーデックスで採択されている乳幼児用穀類加工品のデオキシニバレノール（DON、かび毒の一種）の ML のケースと同様に“乾燥重”に適用とすることを我が国から提案。

一方で、乳幼児用穀類加工品についてはドライタイプを含めて“絶乾燥重”に換算することが意図されているわけではなく、販売されている状態（通常、ドライタイプでも 1－9%程度の水分を含む）ものに ML を適用することが適当であるため、かび毒の ML も含めて本品目における ML の適用部位を“as sold”と販売されている状態のもので、消費用に水戻しや調製をしていないものに適用することが新たに提案され、了承された。

直接消費用の乳幼児用調理済み食品についても、乳幼児の健康保護の観点から当初原案よりも低い 0.02 mg/kg が提案され、数値については合意。

ただし、栄養学的に重要であるが鉛濃度が高い食材（例えば根菜など）も存在しており、そのような食材を使用した品目には、ML の適用除外や別の ML を設定する必要がある可能性があるとの指摘を受けて、本 ML 原案はステップ 5 での予備採択として、次回会合で再検討することに合意。

（結論）

乳幼児用穀類加工品、白砂糖及び精製糖、コーンシロップ及びメープルシロップ並びにはちみつ、砂糖類を主原料とする飴菓子の各 ML 案について、第 45 回 CAC にステップ 5/8 で最終採択を、直接消費用乳幼児用調理済み食品の ML 案について、ステップ 5 での予備採択を諮る。

ブラジルを議長国とする EWG を再設置し、次回の第 16 回 CCCF で直接消費用乳幼児用調理済み食品、粗糖及びブラウンシュガーの検討を、次々回の第 17 回会合で料理用ハーブ類及びスパイス類の検討を行う。

品目／製品名	ML (mg/kg)	ML の適用部位	注釈
乳幼児用穀類加工品	0.02	販売されている商品全体、消費用に水戻しや調製をしていないもの	関連する食品規格, CXS 74-1981 本 ML は乳児（12 ヶ月まで）及び幼児（12～36 ヶ月）向けのすべての穀類加工品に適用。
白砂糖及び精製糖、コーンシロップ及びメープルシロップ、はちみつ	0.1	商品全体	関連する食品規格, CXS 212-1999 及び CXS 12-1981
砂糖類を主原料とする飴菓子	0.1	商品全体	本 ML はすべての砂糖類を主原料とする飴菓子に適用。

議題 8. 特定の魚種（オレンジラフィー、キングクリップ）中のメチル水銀の最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ 4）

議題 13. マジェランアイナメ中のメチル水銀の最大基準値設定の実現可能性及び魚類中のメチル水銀に関するその他のリスク管理に関する討議文書

（経緯）

- **オレンジラフィー、キングクリップの最大基準値設定及びサンプリングプラン**

第 14 回 CCCF において、オレンジラフィー及びキングクリップの 2 魚種について、メチル水銀の最大基準値の設定を新規作業とすることに合意し、第 44 回 CAC で承認。

ニュージーランドを議長、カナダを共同議長とする EWG において、各国から提出された含有実態データの解析が行われ、オレンジラフィーについては 0.8 mg/kg、キングクリップについては 1.0 mg/kg の ML 原案が提案された。

また、ML を策定済み及び当該魚種のメチル水銀に関するサンプリングプランについては、各国が魚類中のメチル水銀又はその他の汚染物質に関して採用しているサンプリングプランに関する情報を収集し、検討を継続することが提案された。

- **マジェランアイナメへの最大基準値設定の実現可能性**

第 14 回 CCCF で、マジェランアイナメ（俗称：メロ）に関しては ML 設定の検討に必要なメチル水銀データが不足しており新規策定の同意が得られず、ライギョダマシ属（マジェランアイナメが分類される属）を対象にさらにデータを収集して議題 8 と同じ EWG において検討することとなった。

今次会合に向けて新たにデータを募集したものの、ML の検討に必要なマジェランアイナメ及びライギョダマシ属のメチル水銀データが得られなかったことから、EWG から ML の策定作業の中止、又はデータの再募集を検討することが提案された。

- **魚類中のメチル水銀に関するその他のリスク管理**

第 14 回 CCCF で、魚類中のメチル水銀濃度の管理に関するガイダンスの策定の可能性を評価するための文献レビューの実施に合意した。EWG は、各国に文献や情報を求めたものの、採取、選別、加工等におけるメチル水銀濃度の管理ガイダンスを作成可能とするような情報は得られなかった。作業の中止、作業の延期とさらなる情報の収集、又は、情報が十分にあればサンプリングプランの一部として検討することのいずれかが提案された。

（主な議論）

- **オレンジラフィー、キングクリップの最大基準値設定**

EWG 議長国のニュージーランドから提案された ML 原案については、異論なく、第 45 回 CAC にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意。

- **サンプリングプラン**

サンプリングプランの規定に魚の金銭価値を含めないこと、回付文書を通じて加盟国から情報を収集するとともに、CCMAS におけるサンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) の改訂作業も本作業において考慮することに合意した。

また、加盟国からサンプリングプランに関する情報を収集するために十分な時間が必要であること、CCMAS は 2023 年 6 月までにサンプリングの一般ガイドラインの改訂の作業を終える予定であることから、次々回の第 17 回 CCCF (2024) で検討することに

合意した。

- マジェランアイナメへの最大基準値設定の実現可能性

現時点では ML 検討に必要なデータの不足から ML 策定作業の中断に合意し、将来的にデータが十分に集まれば加盟国は新規作業を再提案できることを確認した。

- 魚類中のメチル水銀に関するその他のリスク管理

作業を中断し、関連がある場合にはサンプリングプランの中で検討を行うことになった。

(結論)

オレンジラフィー (0.8 mg/kg)、キングクリップ (1.0 mg/kg) の各 ML 案を第 45 回 CAC にステップ 5/8 で最終採択を諮る。マジェランアイナメの ML 策定、その他のリスク管理措置に関するガイダンス文書作成の作業は中断する。

ニュージーランドを議長、カナダを共同議長とする EWG を再設置し、サンプリングプランの策定作業を行い、次々回の第 17 回 CCCF において議論を行う。魚類中のメチル水銀またはその他の環境汚染物質のサンプリングプランに関する情報を収集するため、2022 年中に加盟国に回付文書を出すようコーデックス事務局に要請する。

品目／製品名	ML (mg/kg)	ML の適用部位	注釈
オレンジラフィー	0.8	生鮮又は冷凍の魚体全体（一般的には消化管を除去した後のもの）	国または輸入業者は、魚類中のメチル水銀の ML を適用する際に、魚類中の総水銀を分析することにより、独自のスクリーニングを行うことを決定することができる。総水銀濃度がメチル水銀の ML 以下であれば、さらなる検査は必要なく、その試料は ML に適合していると判定される。総水銀濃度がメチル水銀の ML を超えている場合、フォローアップ試験を実施し、メチル水銀濃度が ML を超えているかどうかを判断する。ML は、加工用の生鮮魚類や冷凍魚類にも適用される。各国は、ML を補完するために、妊娠可能な年齢の女性及び幼児に対する国別の適切な消費者向け助言の作成を検討すべきである。
キングクリップ	1.0	生鮮又は冷凍の魚体全体（一般的には消化管を除去した後のもの）	

議題 9. 特定の穀類及び穀類加工品（乳幼児用食品を含む）中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ 4）

(経緯)

第 7 回 CCCF (2013 年) から穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンの ML 設定について議論の中断を挟みつつ検討。第 13 回 CCCF において新規作業に合意し、第 42 回 CAC において承認。第 14 回 CCCF では、EWG (議長：ブラジル、共同議長：インド) を再設置し、トウモロコシ穀粒、トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及び

フレーク、玄米及び精米、加工向けのソルガム穀粒、乳幼児用穀類加工品中の総アフラトキシンの ML 及び関連するサンプリングプランの策定に関する作業を継続し、新たに提出されるデータがあればそれらを考慮し、データが提出されない場合は既存のデータセットで第 15 回 CCCF で最終化を目指すことに合意。

EWG からは、直近 10 年分の実態調査データに基づいて、ML の設定により想定される違反率や暴露量の低減効果、かび毒濃度の年次変動や地理的な変動、食料援助への影響なども考慮して、表 2 の ML 当初原案が提案され、第 45 回 CAC での最終採択が可能か判断することが求められた。

また、サンプリングプランについては、ML が設定されるまで一時中断するとともに、策定にあたっては、既存のコーデックスにおける総アフラトキシンのサンプリングプランと整合をとるか、CCMAS が改訂作業中のサンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) の最終化を待つか、総アフラトキシンの「複数成分の総量 (sum of components)」に関する分析法の性能規準の設定について CCMAS に協議すべきかどうかについても検討することが求められた。

表 2：穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンの ML 原案（当初原案及び修正原案）

品目	当初原案		EWG 議長修正原案	
	ML (µg/kg)	備考（想定される違反率、適用対象など）	ML (µg/kg)	備考（想定される違反率、適用対象など）
加工向けトウモロコシ穀粒	30	3.7%, 飼料用には適用しない	20	4.7%
トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク	20	1.0%	10	1.7%
玄米	25	1.9%	20	2.7%
精米	5	0.8%	5	0.8%
加工向けソルガム穀粒	15	0.9%	10	1.9%
乳幼児用穀類加工品、“as is”に適用	10	0.14%	5	4.9%

（主な議論）

EWG 議長国のブラジルから、事前提出コメントでは当初原案よりも低い ML 設定を求める意見が多勢を占めたことを受けて CRD25 として修正原案（表 2 参照）を用意したことが紹介され、部会はこの修正原案について議論することで合意した。

○加工向けトウモロコシ穀粒

修正原案の 20 µg/kg に対して、欧州やアフリカ諸国、中東やアジアの一部の国は、アフラトキシンの遺伝毒性発がん性を持つこと、加工向けと直接消費用の区分が難しいこと、ドライミリングが中心の地域では加工によるアフラトキシンの低減が難しいことなどを理由に、さらなる低い ML（例えば 10 µg/kg や 5 µg/kg）とすべきとして、修正原案

の不支持を表明。

これに対して、北米や中南米、アジアの一部の国は、ML の適用対象が直接消費用ではなく加工向けであり、加工の過程でアフラトキシン濃度の低減が期待できること、JECFA の評価では ML 設定により消費者の暴露低減に大きな効果が期待できる一方でより低い ML を設定したとしても暴露低減への影響は小さいとされていること、アフラトキシンの濃度には大きな年次変動があることを考慮すると 10 µg/kg などの ML では違反率が大きすぎるなどから、修正原案の 20 µg/kg の支持を表明した。

議論が一巡した後、議長からは、妥協案として 15 µg/kg の ML を採択した上で 5 年以内に見直しを行うことが提案され、加盟国はコーデックスで採択済みの穀類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 51-2003）を実行するよう発言があった。また、もう一つの議長案としては、本品目に関する ML の策定作業を中断することが提案された。

この議長提案に対して JECFA 事務局や WHO 代表からは、消費者の健康保護を最優先に考えた場合には、作業中止による ML を設定しないことよりも、妥協案としてやや高い ML を設定すべきことが相次いで発言された。

議長提案を支持する意見があった一方で、10 µg/kg、20 µg/kg を支持する意見も引き続きあり、部会として意見の一致は見られなかった。そうした中で、ウェットミリングの適用によって最終製品のアフラトキシン濃度を大きく低減できることから、ML 案の適用対象品目からウェットミリング用のトウモロコシ穀粒は除外することが追加提案された。また、将来の ML の見直しにおいて地球環境モニタリングシステム/食品汚染モニタリングプログラム（GEMS/Food）にデータを提出する際には、トウモロコシ穀粒が加工用なのか、直接消費用なのかが明確に区別されるようすべきとの意見が出された。

最終的に、議長裁量により 15 µg/kg を第 45 回 CAC に最終採択を諮ることとされ、この決定にケニア、ルワンダ、ウガンダが留保を表明した。

○トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク

EWG 議長の修正原案である 10 µg/kg に対しては、支持する意見と、できる限り低い ML を是として不支持の意見の両方があった。EWG 議長国からは 5 µg/kg 以下の ML では年次や地域によっては想定される違反率が 5% を大きく超えることから、本品目にはより慎重なアプローチが望ましいとされた。

最終的には、加工向けのトウモロコシ穀粒と同様に 5 年以内に見直すことを前提に、10 µg/kg を第 45 回 CAC に最終採択を諮ることに合意し、この決定に、エジプト、EU、カザフスタンが留保を表明した。

○玄米

EWG 議長の修正原案である 20 µg/kg に対して、当初原案よりも低く見直しが行われ、かつ、違反率も 5% 未満であることから支持する意見があった一方で、本品目についてもできる限り低い ML とすべき、玄米は栄養学的な観点から多く消費されており高い ML では消費者にリスクをもたらす可能性があること、より低い ML を自国で採用済みであることなどを理由に修正原案を不支持として 10 µg/kg や 5 µg/kg を提案する意見があった。

議長からトウモロコシ製品の議論と同様に 5 年以内の見直しを前提として、当初原案よりも低く見直しされた 20 µg/kg 修正原案に合意するよう提案が行われ、最終採択を第 45 回 CAC に諮ることに合意、これに対して、エジプト、EU、カザフスタン、ケニア、シンガポール、スーダンが留保を表明した。

○精米

当初原案である 5 µg/kg にインドのみが反対 (8 µg/kg を提案) し、留保を記録した上で最終採択を第 45 回 CAC に諮ることに合意した。

○加工向けソルガム

EWG 議長の修正原案である 10 µg/kg に支持が集まった一方で、実態データが一部の国からのものに限定されていることからさらなるデータの収集についての提案があった。

議論の結果、5 年以内の見直しを前提に、10 µg/kg の最終採択を第 45 回 CAC に諮ることで合意した。

○乳幼児用穀類加工品

EWG 議長の修正原案である 5 µg/kg に対して、感受性の高い乳幼児向けの食品であることからできる限り低い ML とすべきであり、汚染の少ない原料の使用によりもっと低い ML を達成可能として不支持の意見があった一方で、当初原案よりも低い修正原案が提案されたことを評価して、ML 設定により乳幼児の暴露の低減が期待できるとして修正原案での ML 設定を支持する意見も多数あった。

オブザーバーである国連世界食糧計画 (WFP)、国連児童基金 (UNICEF) から、食料援助を行う組織では、現在、10 µg/kg の ML を使用しており、5 µg/kg やこれより低い ML は紛争や気候変動による危機的な状況下での競争価格での食料供給に影響を与え、人道支援の制約となり得ることから、当初原案の 10 µg/kg とするか、WFP の製品の多くはトウモロコシを主原料とする加工品ため当該製品については一般の穀類製品とは別の ML とすることを求める発言があり、そうしたオブザーバーの発言について一部の加盟国からも支持があった。

これを受けて、議長は乳幼児用穀類加工品の ML は 5 µg/kg とした上で、食料援助用の乳幼児用穀類加工品は対象外とすることを提案したが、修正原案を支持しないとしていた国々はこの議長提案に対しても不支持を表明した。次いで WFP、UNICEF が、食料援助用の乳幼児用穀類加工品に対しては、別途 10 µg/kg の ML を設定するよう提案し、合意された。また、WFP は、穀類加工品を 6 ヶ月未満の乳児に与えることはなく、生後 6 ヶ月からの乳児以降を対象としているとして、品目名の修正を提案し、受け入れられた。

最終的に、食料援助向けを除く乳幼児用穀類加工品については 5 µg/kg の最終採択を第 45 回 CAC に諮ることとし、この決定に、エジプト、EU、イラン、ケニア、カザフスタン、ロシア、シンガポール、ウガンダ、英国が留保を表明した。また、食料援助向けの乳児及び幼児用穀類加工品については 10 µg/kg の最終採択を第 45 回 CAC に諮ることとし、この決定にエジプト、EU が留保を表明した。これらの ML の適用部位は、鉛や DON の乳幼児用穀類加工品と同じく as sold とすること、ML について 5 年以内に見

直しを行うことについても合意した。

○サンプリングプラン

ブラジルが議長を務めたバーチャル EWG において、事前に検討が行われた。

トウモロコシ穀粒やトウモロコシ加工品、乳幼児用穀類加工品のサンプリングプランは、合理的である場合には既存の DON やフモニシンのサンプリングプランと整合をとること、アフラトキシンの汚染は DON やフモニシンよりも偏在性が大きく、測定やサンプリングの誤差、誤って ML に適合しない製品が合格したり、誤って ML に適合する製品が不合格となったりする確率を小さくするよう、必要な調整が必要であることが確認された。

部会は、引き続き EWG において、DON、フモニシンのサンプリングプランとの整合の観点からトウモロコシ穀粒及び加工品、乳幼児用穀類加工品中のアフラトキシンのサンプリングプランの検討を行うとともに、分析法の性能規準の検討を行うためにアフラトキシンの 4 分子種 (B₁、B₂、G₁、G₂) の比率に関する情報、コメや穀類のサンプリング法や分析法に関する情報を収集することとなった。

(結論)

加工向けのトウモロコシ穀粒、トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク、玄米、精米、加工向けのソルガム穀粒、乳幼児用穀類加工品（食料援助向けを除く）、食料援助向けの乳幼児用穀類加工品の各 ML について、ステップ 5/8 で第 45 回 CAC に最終採択を諮る。(ML 及び留保の表明は下表又は前段を参照のこと)

精米を除くこれらの ML について 5 年以内に見直しを行うとともに、加盟国にはデータ提出及び関連する実施規範の実行を促す。

ブラジルを議長、インドを共同議長とする EWG を再設置し、回付文書を通じて情報を収集した上で関連するサンプリングプランを作成し、次回第 16 回会合で検討する。

品目／製品名	ML (µg/kg)	ML の適用部位	注釈
加工向けのトウモロコシ穀粒	15	商品全体	加工向けとは、食品原料若しくはは食用に加工又は提供される前にアフラトキシンの濃度を低減することが証明されている追加の加工調製を行うことが意図されていることを指す。加盟国は濃度低減のための処理を定義できる。本 ML は飼料用及びウェットミリング用には適用しない。
トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク	10	商品全体	
玄米	20	商品全体	
精米	5	商品全体	

品目／製品名	ML (µg/kg)	ML の適用部位	注釈
加工向けのソル ガム穀粒	10	商品全体	加工向けとは、食品原料若しくはは食用に加工又は提供される前にアフラトキシン濃度を低減することが証明されている追加の加工調製を行うことが意図されていることを指す。加盟国は濃度低減のための処理を定義できる。
乳幼児用穀類加工品	5	販売されている商品全体、消費用に水戻しや調製をしていないもの	関連する食品規格, CXS 74-1981 本 ML は乳児（12 ヶ月まで）及び幼児（12～36 ヶ月）向けのすべての穀類加工品に適用。
乳児（6～12 ヶ月）及び幼児用穀類加工品	10	販売されている商品全体、消費用に水戻しや調製をしていないもの	関連する食品規格, CXS 74-1981 本 ML は乳児（6～12 ヶ月）及び幼児（12～36 ヶ月）向けの食料援助用の穀類加工品に適用。

議題 10. 直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリン グプラン（ステップ 4）

（経緯）

第 12 回 CCCF（2018 年）において、落花生中のアフラトキシン汚染の防止低減に関する実施規範（CXC 55-2004）を実行し、3 年後に新たに収集、提出された実態調査データに基づいて議論を再開することに合意。第 14 回 CCCF で、インドを議長国とする EWG を再設置し、新たに収集した実態調査データに基づいて ML 原案を含む討議文書の策定に合意。

EWG からは、第 83 回 JECFA の評価結果、実態調査データ及び加工向け落花生の既存の ML（15 µg/kg）を考慮して、直接消費用落花生の ML については、10 µg/kg 又は 12 µg/kg とする ML 原案を第 45 回 CAC での最終採択に向けてステップを進めることが提案された。また、サンプリングプランについては、加工用落花生のサンプリングプランを直接消費用落花生にも適用することが提案された。

（主な議論）

EWG における実態データの解析手法について疑問が呈され、EWG 議長国のインドから、GEMS/Food の汚染実態データは直接消費用落花生と加工向け落花生で区別されておらず、従って両者を含む汚染実態データが ML の検討に使用したことが説明された。

一般的に、加工向けの落花生は直接消費用落花生よりもアフラトキシン濃度は高いと考えられ、そのようなデータを含む濃度分布で直接消費用の ML を検討した場合、直接消費用としては不必要に高い ML となってしまう可能性がある。

議長から 10 µg/kg を ML とすることが提案され、上記のデータ解析上の問題なども考慮した上で、この提案を支持する意見があった一方で、10 µg/kg よりも低い ML が実行可能であり、消費者の健康保護の観点からも 10 µg/kg よりも低い ML が必要とする意見、データ解析の問題はあるものの現時点で利用可能なデータからは違反率を考慮すると 15 µg/kg のような、より高い ML が適当であり、JECFA によって ML を 20 µg/kg より下げても消費者の暴露の低減にほとんど寄与しないと評価されていることから 15 µg/kg が適当であるとの意見もあった。

直接消費用落花生と加工用落花生のデータを区別して扱えるようになるまで本 ML 策定作業を延期する提案や、両者の ML を統合する提案もなされたが議論が平行線であるため、今後の作業の進め方について関心国で会期中に別途協議した。協議をとりまとめたインドは、今次会合で妥協できる ML を策定した上で、加盟国は実施規範を実行した上で直接消費用落花生のデータを収集し、穀類のアフラトキシンの議論と同様に 5 年での見直しを提案した。

議長は、あらためて 5 年以内の見直しを前提として 10 µg/kg を提案したものの、EU、エジプト、シンガポール、カザフスタンは提案に留保を表明した。

今次会合で合意に至らない場合、作業を 1 年延期して、現在のデータベースを精査して、直接消費用に該当すると考えられるデータだけを使用して ML を検討することや、議題 18 で検討されている規格のレビューの追跡リストに加工向け落花生が入っていることからその際に合わせて再検討することなども提案された。

結果、ML 案の合意には至らず、作業は 1 年先送りとなった。

(結論)

ML 及びサンプリングプランは、ステップ 2/3 に戻して、インドを議長、セネガルを共同議長とする EWG において新たに直接消費用の落花生の ML 原案及び加工向け落花生のサンプリングプランと同様の原理に基づく直接消費用落花生のサンプリングプラン案を作成し、次回会合で議論することとなった。

議題 11. ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリック中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A の最大基準値及び関連するサンプリングプラン (ステップ 4)

(経緯)

第 12 回 CCCF (2018 年) はスパイス類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 78-2017) を実行し、3 年後に新たな収集、提出された実態調査データに基づいて議論を再開することに合意。第 14 回 CCCF は、インドを議長国とする EWG を再設置し、新たに収集した実態調査データに基づいて ML 原案を含む討議文書策定に合意。

EWG からは、総アフラトキシンに関して、含有実態データに基づいて、品目ごとに異なる ML とするか、またはすべての品目に横断的な一つの ML とする原案、オクラトキシン A についてはすべての品目に横断的なひとつの ML とする原案が表 3 のとおり提案された。サンプリングプランについては、ISO 948 (スパイスと調味料 -サンプリング-) か、適切な代替案を検討することが提案された。

表 3 : ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリック中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A の最大基準値原案

かび毒	品目		ML 原案 (µg/kg)
総アフラトキシン	案 1	ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ	20
		コショウ、ターメリック	10、15 又は 20
	案 2	ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、コショウ、ターメリック	20
オクラトキシン A	ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、コショウ、ターメリック		20

(主な議論)

最初に総アフラトキシンに関して、すべてのスパイス類に対して 20 µg/kg の一つの ML を適用するとの案について検討が行われたが、一つの ML とする場合でもより低い値とすべき、少なくともコショウとターメリックにはより低い ML を適用すべき、スパイス類の消費量が少なく暴露への影響も小さい一方で貿易量が大きいことを考えるべき、ML を最終決定する前によりさらなるデータの解析と提示が必要、等の意見があり、議長から本作業の 1 年延期が提案された。

この議長提案に対して、公正な貿易の促進の観点から 5 年以内の見直しを前提に今次会合で 1 つの ML を策定するか、若しくは少なくともナツメグと乾燥トウガラシのみ今次会合で ML を設定し、残りは次回検討することがインドから提案されたが、この提案は部会では支持されなかった。

作業を継続することになったため、オクラトキシン A については議論せず、サンプリングプランについても EWG から提案された ISO 948 はかび毒の ML のためのサンプリングとして適しておらず、サンプリングプランに必要な情報（例えば、インクリメントサンプルのサイズや集合サンプルのサイズ）も欠落していることから、さらなる作業が必要であり、EU から CRD16 として提案されたサンプリングプランなどを基礎に検討することとなった。

(結論)

ML 及びサンプリングプランをステップ 2/3 に戻し、インドを議長とする EWG において今次会合でのコメント等を考慮して慎重にデータの解析を行い、新しい原案を作成し、次回会合において検討を行う。サンプリングプランについては、回付文書の作成をコーデックス事務局に要請し、CRD16 へのコメント、その他サンプリングプランに関する情報の収集を行う。

議題 12. キャッサバ及びキャッサバ加工品中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ 4）

(経緯)

第 14 回 CCCF で新規作業を行うことに合意し、第 44 回 CAC で承認。

EWG（議長：ナイジェリア、共同議長：ガーナ）から、生産から収穫、加工、流通に至るまでのかび毒汚染防止対策を含む原案が提案されており、ステップを進めることが可能かどうか判断すること、できない場合には第 16 回 CCCF での最終化に向けてさらに検討が必要な主な事項を特定することが要請された。

(主な議論)

EWG 議長国のナイジェリアから、事前に提出されたコメント等に基づいて修正された原案が CRD27 として準備、配付され、修正原案に基づいて討議が行われた。

実施規範の内容については概ね支持が得られたものの、規範の範囲を食用キャッサバが対象であることが明確になるように修正するとともに、かび毒の汚染と直接的には関係のない事項（例えば肥料の使用や増収に関するもの）は削除するなど、さらなる改善

の余地があることが確認された。議長から、ステップを進めつつも、次回会合での最終化に向けて、引き続き EWG を存続させて、オンラインプラットフォーム上で規範の修正作業を行うことが提案され、合意した。

(結論)

実施規範をステップ 5 に進め、第 45 回 CAC に予備採択を諮る。ナイジェリアを議長、ガーナを共同議長とする EWG を再設置し、次回会合での最終化に向けて実施規範案の改訂作業を行う。

議題 14. ピロリジジナルカロイドに関する討議文書

(経緯)

JECFA の評価結果を受けて、食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド汚染を防止及び低減するための雑草管理に関する実施規範 (CXC 74-2014) の改訂の可能性や、他のリスク管理措置 (すなわち ML の設定) の実行可能性の検討を EU を議長とする EWG を設置して検討することに第 14 回 CCCF で合意。しかしながら EWG が開催されず、討議文書は作成されず、議題 19 に合わせて討議されることとなった。

議題 15. 最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関する一般ガイダンス

(経緯)

第 12 回 CCCF において、汚染物質の ML の提案を行う電子作業部会が一貫性のあるデータ解析を行うことを支援するため、標記のガイダンス文書の策定に合意し、EWG (議長 : EU、共同議長 : 米国、オランダ、日本) を設置した。第 14 回 CCCF において、ML 策定作業における本ガイダンスの重要性を確認し、データ収集、データ解析、データ提示に焦点を当てて作業を行うべきことや回付文書を発行して各国からコメントを求め、EWG (議長 : EU、共同議長 : 米国、オランダ、日本) を再設置して今次会合での完成に向けて作業を行うことに合意した。しかしながら、EWG が開催されず、本会合の会期直前に、EU が議長を務めるバーチャルサイドイベントを開催し、日本をはじめとする共同議長からのインプットに基づき、ガイダンスの構造、盛り込むべきトピック及び今後の作業の方向性について議論した。

(主な議論)

EWG 議長の EU より、バーチャルサイドイベントの主な議論の結果が報告され、ガイダンスの構造、盛り込むべきトピック及び今後の進め方について特段異論なく合意された。

なお、EU より、本ガイダンスの位置づけは、CCCF の様々な EWG における ML 提案の作業を促進し、一貫性を持って行うことを支援するための CCCF 向け内部文書であるとの説明があった。事務局は、CCCF 内部で使用する文書のため、新規作業提案や総会での承認を行う必要はない旨説明があった。

(結論)

部会は、以下の事項に合意した。

- i. EU が議長を務め、日本、オランダ、米国が共同議長を務める EWG を再設置し、EWG 内に 3 つの分科会を作成し、ガイダンス案を作成すること
- ii. 3 つの分科会の議長はそれぞれ共同議長が分担して務めること
- iii. 分科会は、①データの収集、GEMS/Food への提出及び抽出に関する事項、②データの選定、選別及び概要に関する事項、③データの統計解析に関する事項をそれぞれ扱い、それぞれの分科会で関連するデータ提示に関する事項も議論すること（①～③の内容は、必要な場合、EWG の議長及び共同議長により微調整があり得る）
- iv. 分科会ごとに、2022 年内（9 月～11 月）にバーチャル作業部会会合を開催すること
- v. ガイダンスの前文に盛り込む本文書の位置づけ、目的、対象使用者(CRD10、Annex)
- vi. ガイダンスの構造（前文、データ収集／提出、データ解析、データ提示の 4 つ）及び盛り込むトピック（EWG の議論により微修正があるとの理解のもと）
バーチャル作業部会／分科会における検討開始にあたり、討議文書（CX/CF 22/15/14、Appendix I）を上記①～③に従って分割した文書を使用すること

議題 16. 汚染物質の分析法に関するレビュー

(経緯)

第 14 回 CCCF において、分析及びサンプリング法に関する一般規格(CXS 234-1999)が、CCMAS の管轄下にある分析・サンプリング法の唯一の参照規格であることを確認し、汚染物質の一般的な分析法に関する規格(CXS 228-2001)の内容を現在利用可能な分析法や性能規準に置換した上で CXS234 に移行し、廃止する方針で見直すことに合意。

ブラジル、米国及び日本が協力して分析法のレビューを行った結果、以下について検討するよう部会に提案し、会期直前のバーチャル作業部会で議論が行われた。

- 鉛及びカドミウムに関する性能規準を検討し、CCMAS に CXS234 に含めるよう検討することを要請するかどうか決定すること
- CXS 228 に含まれる銅、鉄、亜鉛の分析法は既に CXS234 に含まれていることから、CXS228 を廃止するよう CCMAS に要請することを検討すること
- CXS234 に収載されている鉛の分析法のうち、今回提案している性能規準と重複する分析法は削除するか、性能規準に適合する場合には「分析法の例」の欄に移動させるよう CCMAS に要請するかどうかを検討すること
- 鉛、カドミウムの分析法の性能規準に適合する分析法の例を特定し、提案するよう CCMAS に要請すること
- CXS234 に収載されているナチュラルミネラルウォーターの鉛及びカドミウムの分析法の性能規準を今回提案しているものに置き換えることが適切かどうか評価するよう CCMAS に要請すること

(主な議論)

ブラジルから、本会合の会期前に開催されたバーチャル作業部会における議論の結果が報告され、提案事項全てについて、特段異論なく合意された。

(結論)

部会は、以下の事項に合意した。

- i. 鉛及びカドミウムに関する性能規準を検討し、CCMAS に CXS234 に含めるよう検討することを要請すること
 - ii. CXS 228 に含まれる銅、鉄、亜鉛の分析法は既に CXS234 に含まれていることから、CXS228 を廃止するよう CCMAS に要請すること
 - iii. CCMAS に以下を要請すること
 - CXS234 に収載されている鉛の分析法のうち、今回提案している性能規準と重複する分析法は削除すること
 - 上記の分析法のうち、性能規準に適合する場合には「分析法の例」の欄に移動させること
- AOAC 2015.01 及び EN 15763 が適用できる品目を同定し、性能規準に適合する場合には「分析法の例」の欄に含めること
- 鉛、カドミウムの分析法の性能規準に適合する分析法の例を特定し、提案すること
 - CXS234 に収載されているナチュラルミネラルウォーターの鉛及びカドミウムの分析法の性能規準を今回提案しているものに置き換えることが適切かどうか評価すること

議題 17. CCCF の今後の作業計画 (CCCF が今後作業を行う主要食品と汚染物質の組合せに関するレビュー)

(経緯)

第 14 回 CCCF において、ホスト国（オランダ）から、事務局及び JECFA 事務局と協力して作成した討議文書が紹介され、消費者の健康保護及び食品貿易の観点から将来 CCCF が対処すべき主要食品と汚染物質の組合せを同定するためのレビューの方法論（既存のコーデックス文書、GEMS/Food へ提出されたデータ、科学論文等を活用）が提案された。第 14 回 CCCF 以降、この方法論について、各国に回付文書を送付して意見を求めるとともに、ホスト国が、事務局、JECFA 事務局が各国からのコメント等を考慮して討議文書を作成して、今次会合で議論することとなっていた。

(主な議論)

ホスト国から、討議文書で提案されたアプローチ／方法論に関して、各国から回付文書を通じて寄せられた意見が多岐にわたったため、討議文書をどのように更新するか不明確であったこと、また、EWG を設置する提案もあったが、方法論に関する詳細な技術的議論なしに明確なマンデートを決めることが困難であったことが紹介された。そのため、第 15 回 CCCF 後に、バーチャルワークショップを開催し、本作業を進めるための最良の方法について議論し、第 16 回 CCCF に提案すべき事項を検討する旨紹介された。

(結論)

CCCF が今後作業する主要食品と汚染物質の組合せに関するレビューについて、回付文書で提出された事項に対処するために、（ホスト国が）2022 年内にバーチャルワークショップを開催し、今後の進め方を第 16 回 CCCF に提案することとなった。

議題 18. 汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー

(経緯)

CCCF は、ML や実施規範 (Code of Practice (COP)) などの規格の改定 (改訂) について、加盟国からの提案に応じて随時実施してきたが、その要否を判断する規準は必ずしも明確ではなかった。そこで、第 13 回 CCCF 以降、カナダを議長、日本及び米国を共同議長とする EWG で検討し、第 14 回 CCCF において合意したアプローチ※に従って、現行の食品及び飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格のレビューを 3 年間試行することとなったもの。

第 14 回 CCCF 以降に各国から回付文書により提出されたコメントに基づいて、本会合会期直前のバーチャル作業部会 (議長：カナダ) において、議論が行われた。

※ アプローチの内容

1. 既存の汚染物質に関する ML 及び COP 等のうち、以下 A 及び B に該当するものの追跡リストを作成する。
 - A) 策定または直近の改定 (改訂) から 15 年以上及び 25 年以上が経過
 - B) 特定の時期に改訂することが、過去の CAC や CCCF で合意又は加盟国により提案
2. 追跡リストに掲載した ML 及び COP 等について、消費者の健康及び貿易への影響の観点から作成した以下の優先順位付けの規準に該当する情報・データの入手状況を考慮して、改定 (改訂) が必要なものを同定する。

共通の規準	ML に関する追加の規準	COP に関する追加の規準
・新たな含有実態データ ・新たな経口摂取量データ ・新たな健康影響に関する指標値	・個別食品規格の対象範囲の改訂 ・食品及び飼料に関するコーデックス分類 (CXA4-1989) の改訂 ・ML による国際貿易の阻害	・汚染防止・低減に関する新たな技術 ・既存の COP の対象範囲の拡大 ・類似の COP の改訂

(主な議論)

カナダより、バーチャル作業部会の主な議論の結果 (以下) が報告されるとともに、今後の進め方について提案され、特段の異論なく合意した。

- ・追跡リスト A、追跡リスト B を更新したこと
- ・優先順位付けの規準に①～④を新たに追加したこと (①主要食品、②途上国のニーズ、③他の作業を考慮した効率性、④新規作業のリード立候補国の有無)
- ・今次会合で議論すべき、具体的な規格の見直しに関する新規作業はなかったこと
- ・今後、追跡リストをもとに、見直しの総合的な優先度が最も高い規格リスト (Overall highest priority list) の作成をさらに検討することとなったこと

(結論)

部会は、以下の事項に合意した。

- i. 会期前に開催された作業部会の提案 (CRD6、パラ 7-16) を採択すること
 - a) 見直しの総合的な優先度が最も高い規格リストを作成すること
 - b) 追跡リスト A 及び追跡リスト B を維持・更新すること (左記リスト内での規格

優先順位付けはしない)

- c) 見直しの総合的な優先度が最も高い規格リストには、優先順位付けの規準及び／又は他の明確かつ妥当な根拠に基づき、最も見直しの優先度が高い規格のみを含めること
- d) 最も見直しの優先度が高いと提案されている規格のうち、第 16 回 CCCF までに、優先順位付けの規準及び／又は他の明確かつ妥当な根拠が示されなかったものは、上記 a) のリストから除くこと
- e) 作業部会の議長が、可能であれば、加盟国又は地域から、a) のリストに含めるべきと提案された根拠が妥当かどうかを検証すること
- f) 追跡リスト A 及び追跡リスト B の修正 (CRD2、annex I) に合意すること
- g) 優先順位付けの規準について、記述の一部修正及び新たに 4 つを追加したこと (CRD2、annex III)
- h) 現在進行中の 2022 年～2024 年までの試行の一般的なプロセスの継続に合意すること
- i) 今次会合では、具体的な規格の見直しに関する新規作業は議論しないこと
- j) カナダが作業部会の議長を継続すること
- ii. 作業部会議長の提案により、優先順位付けの規準 (CRD2、annex III) において、各規準の優先度の数値の意図を明確にするため、注釈：「優先度の数値はあくまでガイドであり、正確な数値の順位付けを意図したものではない」を追記することに合意すること
- iii. 事務局に対し、第 16 回 CCCF 前に、見直しの総合的な優先度が最も高い規格リスト作成を補助するために、また、追跡リスト、優先順位付けの規準及び試行期間のプロセスに関する意見・情報を各国に求めるため、回付文書を発行するよう求めること
- iv. カナダを議長国とする作業部会を第 16 回 CCCF 前に開催し、回付文書に対して提出された意見・情報をもとに議論し、第 16 回 CCCF に提案すること

議題 19. JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ

(経緯)

JECFA や FAO/WHO 専門家会合の評価が完了した物質のうち、報告書が利用可能なピロリジジナルカロイド類、シガテラ毒素、トロパンアルカロイド類、麦角アルカロイド類、トリコテセン類 (T-2 トキシン、HT-2 トキシン及びジアセトキシシルペノール) に関するフォローアップ作業について、本会合の会期前に開催されたバーチャル作業部会 (議長：EU) で議論された。

(主な議論)

EU より、バーチャル作業部会の結果、以下のフォローアップ作業案が報告された。

○ピロリジジナルカロイド類

第 14 回 CCCF で、EU を議長とする EWG を設置し、CCCF が実施し得るフォローアップ措置の実行可能性について討議文書を作成することが合意された。しかし、EWG が開催されず、第 15 回 CCCF では討議文書は示されなかった。

○シガテラ毒素

シガテラ毒素の規制値の設定に関する支持を表明する国はなかったが、既存の FAO/IAEA/IOC-UNESCO の取組を踏まえ、シガテラ中毒の防止のためのリスク管理のガイダンス作成の可能性が示唆された。

○トロパンアルカロイド類

様々な意見があり、第 15 回 CCCF は、最適なフォローアップ措置を検討する必要があるため、EWG を設置した上で、CCCF が実施し得るフォローアップ措置の実行可能性について討議文書を作成し、第 16 回 CCCF で検討することが提案された。しかし、EWG の議長に立候補する国はなかった。

○麦角アルカロイド類並びに T-2 トキシン、HT-2 トキシン及びジアセトキシシルペノール

JECFA の詳細な評価書が公表されておらず、また、評価書概要では地理的に代表するデータの不足が示唆されていたことから、フォローアップ作業を行うことは時期尚早であることが示唆された。

(結論)

部会は以下の事項に合意した。

- i. ピロリジジナルカロイド類について、EU を議長とする EWG を再設置し、CCCF が実施し得るフォローアップ措置の実行可能性について討議文書を作成し、第 16 回 CCCF で検討すること
- ii. シガテラ毒素に関して、米国を議長、EU を共同議長とする EWG を設置し、既存の FAO/IAEA/IOC-UNESCO の取組を踏まえ、シガテラ中毒の防止のための実施規範又はガイドラインの作成に関する討議文書を作成すること
- iii. トロパンアルカロイド類に関するフォローアップ措置について、第 16 回 CCCF で再検討すること
- iv. JECFA に対し、麦角アルカロイド類、T-2 トキシン、HT-2 トキシン及びジアセトキシシルペノールの含有実態データの募集を行うよう要請すること
上記の事項について検討するため、第 16 回 CCCF において、EU を議長とする会期中作業部会を開催すること

議題 20. JECFA による評価のための汚染物質の優先リスト

(経緯)

第 14 回 CCCF で作成した優先リストには、ヒ素、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB 類、トリコテセン類、スコポレチンが収載されている。

本会合の会期前に開催されたバーチャル作業部会（議長：米国）で議論された。

(主な議論)

米国より、バーチャル作業部会の議論の結果、優先リストのうち、ヒ素、ダイオキシ

ン及びダイオキシン様 PCB 類、スコポレチンに関する情報を更新したこと、また、トリコテセン類（T-2、HT-2）について、JECFA の評価が終了したため削除したことが報告された。

また、各国から以下の事項について優先リストへの追加提案があったが、いずれも追加しなかったことが報告された。

- ・食肉・鶏肉製品中のピロ亜硫酸ナトリウムの ML
（理由：食品添加物部会で検討すべき事項であるため）
- ・根菜ジュース中のカドミウムの ML
（理由：JECFA の評価依頼ではなく、新規作業提案すべき事項であるため）
- ・ホモプシン類（かび毒の一種）
（理由等：含有実態及び毒性に関するデータが不足。第 15 回 CCCF 後に加盟国向けに発出される回付文書に対して、EU が、関連情報を提出予定。）

（結論）

部会は以下の事項に合意した。

- i. 修正した優先リストを採択すること
- ii. 各国に、引き続き優先リストに関する意見・情報の提供を要請すること
- iii. 第 16 回 CCCF において、米国を議長とする会期中作業部会を開催すること

議題 21. その他の議題

提案されたその他の議題はなかった。

議題 22. 次回会合の日程及び開催地

第 16 回 CCCF は、概ね 1 年以内に開催予定であること、詳細はホスト国（オランダ）と事務局にて調整の上で決定することが報告された。（注：コーデックスのウェブサイト上には 2023 年 4 月 17 日から 4 月 21 日までの会期予定が掲載されている。）

食品汚染物質部会（CCCCF）の作業の概要及び状況

責任者	目的	事項	ステップ
加盟国及び オブザーバー 第 83 回 CCEXEC 第 45 回 CAC	コメント クリティカルレビュー 採択	カカオパウダー（総乾燥カカオ固形分 100%）中 のカドミウムの最大基準値案	5/8
		チョコレート（総乾燥カカオ固形分 30%未満） 及びチョコレート（総乾燥カカオ固形分 30%以 上 50%未満）中のカドミウムの最大基準値の適 用部位の追加に関する修正	-
加盟国及び オブザーバー 第 83 回 CCEXEC 第 45 回 CAC	コメント クリティカルレビュー 採択	カカオ豆中のカドミウム汚染の防止及び低減に関 する実施規範案	8
加盟国及び オブザーバー 第 83 回 CCEXEC 第 45 回 CAC	コメント クリティカルレビュー 採択	特定の食品群中の鉛の最大基準値案 （乳幼児用穀類加工品、白砂糖及び精製糖、コー シロップ及びメープルシロップ並びにはちみつ、 砂糖類を主原料とする飴菓子）	5/8
第 83 回 CCEXEC 第 45 回 CAC EWG（ブラジル） 加盟国及び オブザーバー CCCCF16	コメント クリティカルレビュー 採択 議論 コメント 検討	特定の食品群中の鉛の最大基準値原案 （直接消費用乳幼児用調理食品）	5/6
第 83 回 CCEXEC 第 45 回 CAC	-	生鮮卵、乾燥ニンニク及びモラセス中の鉛の最大 基準値	中止
JECFA EWG（ブラジル） 加盟国及び オブザーバー 第 16 回 CCCC	議論 コメント 検討	特定の食品群中の鉛の最大基準値原案 （粗糖、ブラウンシュガー）	2/3
JECFA EWG（ブラジル） 加盟国及び オブザーバー 第 17 回 CCCC	議論 コメント 検討	特定の食品群中の鉛の最大基準値原案 （料理用ハーブ及びスパイス類）	2/3
加盟国及び オブザーバー 第 83 回 CCEXEC 第 45 回 CAC	コメント クリティカルレビュー 採択	特定の魚種（オレンジラフィー、キングクリッ プ）中のメチル水銀の最大基準値案	5/8
CCCCF15	-	マジェランアイナメ中のメチル水銀の最大基準値 及び魚類中のメチル水銀の管理に関するその他の ガイダンス文書	中止
EWG（ニュージーラン ド、カナダ） 加盟国及び オブザーバー 第 17 回 CCCC	議論 コメント 検討	特定の魚種中のメチル水銀の最大基準値に関連す るサンプリングプラン	-

責任者	目的	事項	ステップ
加盟国及び オブザーバー 第 83 回 CCEXEC 第 45 回 CAC	コメント クリティカルレビュー 採択	特定の穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンの最大基準値（加工向けのトウモロコシ穀粒、トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク、玄米、精米、加工向けのソルガム穀粒、乳幼児用穀類加工品（食料援助向けを除く）、食料援助向けの乳幼児用穀類加工品）	5/8
加盟国及び オブザーバー 第 83 回 CCEXEC 第 45 回 CAC	クリティカルレビュー 採択	乳幼児用穀類加工品中の DON の最大基準値に関する上記（総アフラトキシン）の ML 採択に伴う修正	-
EWG（ブラジル、インド） 加盟国及び オブザーバー 第 16 回 CCCF	議論 コメント 検討	特定の穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンの最大基準値に関連するサンプリングプラン	-
JECFA EWG（インド、セネガル） 加盟国及び オブザーバー 第 16 回 CCCF	議論 コメント 検討	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値原案及び関連するサンプリングプラン	2/3
JECFA EWG（インド） 加盟国及び オブザーバー 第 16 回 CCCF	議論 コメント 検討	ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリック中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A の最大基準値原案及び関連するサンプリングプラン	2/3
第 83 回 CCEXEC 第 45 回 CAC EWG（ナイジェリア、ガーナ） 加盟国及び オブザーバー 第 16 回 CCCF	クリティカルレビュー 採択 議論 コメント 検討	キャッサバ及びキャッサバ加工品中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範原案	5/6
EWG（EU） 第 16 回 CCCF	議論 検討	ピロリジジナルカロイドに関する討議文書	-
EWG（米国、EU） 第 16 回 CCCF	議論 検討	シガテラ中毒の防止のための実施規範又はガイドラインの作成に関する討議文書	-
コーデックス事務局 /JECFA 事務局 第 17 回 CCCF	議論 検討	キノア中の鉛及びカドミウムに関する討議文書	-
EWG（EU、日本、オランダ、米国） 第 16 回 CCCF	議論 検討	最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関する一般ガイダンス	-
EWG（カナダ） 第 16 回 CCCF	議論 検討	改訂が必要な既存のコーデックス規格及び関連文書に関するレビュー	-
コーデックス/JECFA/ ホスト国事務局 第 16 回 CCCF	議論 検討	CCCF が今後作業を行う主要食品と汚染物質の組合せに関するレビュー	-

責任者	目的	事項	ステップ
JECFA 加盟国及び オブザーバー WG (EU) 第 16 回 CCCF	評価 コメント 検討	JECFA の評価及び FAO/WHO の専門家会合の成果を受けた作業に関するフォローアップ	—
JECFA 加盟国及び オブザーバー WG (米国) 第 16 回 CCCF	評価 コメント 討議 検討	JECFA による評価のための汚染物質及び自然毒の優先リスト	
第 42 回 CCMAS	検討/承認	汚染物質の分析法に関するレビュー	—
コーデックス事務局 第 83 回 CCEXEC	作業 情報提供	コーデックス規格の使用及び影響に関するモニタリング：汚染物質の実施規範に関するレビュー	—
CCCF (2027 年)	検討	総アフラトキシンの最大基準値に関するレビュー (加工向けのトウモロコシ穀粒、トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク、玄米、加工向けのソルガム穀粒、乳幼児用穀類加工品（食料援助向けを除く）、食料援助向けの乳幼児用穀類加工品)	—